

1. 件名：「日本原子力発電株式会社 東海低レベル放射性廃棄物埋設事業所
第二種廃棄物埋設事業許可申請に係るヒアリング（４９）」

2. 日時：令和３年１０月５日（火） １３時３０分～１６時００分

3. 場所：原子力規制庁 １０階会議室（TV会議により実施）

4. 出席者：

原子力規制庁

原子力規制部

（原子力規制部新基準適合性審査チーム）

核燃料施設審査部門

古作企画調査官、菅生主任安全審査官、松田安全審査官、

大塚安全審査専門職、河原崎安全審査専門職、森田安全審査専門職

研究炉等審査部門

前田安全規制調査官

日本原子力発電株式会社

廃止措置プロジェクト推進室 部長 他１１名

5. 自動文字起こし結果：

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. その他

提出資料

なし

参考

- ・ 日本原子力発電株式会社 東海低レベル放射性廃棄物埋設事業所 規制法令及び通達に係る文書（平成２７年７月１６日）

「日本原子力発電（株）から東海低レベル放射性廃棄物埋設事業所に関する第二種廃棄物埋設事業許可申請書を受理」

<https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11285463/www.nsr.go.jp/disclosure/law/WAS/0000045.html>

- ・ 日本原子力発電株式会社 東海低レベル放射性廃棄物埋設事業所 規制法令及び通達に係る文書（平成28年12月26日）
「日本原子力発電（株）から東海低レベル放射性廃棄物埋設事業所に関する第二種廃棄物埋設事業許可申請書の一部補正を受理」
<https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndl.jp/pid/11285463/www.nsr.go.jp/dis closure/law/WAS/00000170.html>
- ・ 令和3年9月30日
「日本原子力発電株式会社 東海低レベル放射性廃棄物埋設事業所 第二種廃棄物埋設事業許可申請に関する資料提出」

時間	自動文字起こし結果
0:00:02	原子力規制庁のスゴウです。それではこれ行くより平成 27 年 7 月に日本原電から申請のあった東海埋設事業を許可申請に関するヒアリングを行いたいと思います。
0:00:18	本日通年を録音によりヒアリングを行いますので、発言される前には、おっしゃる属とお名前をはっきりと仰っていただければと思います。
0:00:33	そして、それから
0:00:38	あれですね、発言発言というか、そういう
0:00:45	しなければいけないような情報について、発言は控えていただくとともに、ガチャンもしてしまった場合は、当該箇所について、
0:00:57	きちんと
0:00:59	Hzそこが言ってはいけないところっていうの
0:01:03	特定した上で修正をお願いいたします。
0:01:07	議題と本日の出席者ですが、規制庁側、核燃料施設審査部門からコサク河原崎オオツカ、モリタマツダ、そして数行です。検印研究炉等審査部門からマエダが出席しております。
0:01:26	日本原電から出席者の紹介をお願いいたします。
0:01:34	原電ノグチでございます。はい措置プロジェクト推進室からへの道カリゴメムラカミを発しホウチン科学館ハママツノムラ氏です。
0:01:48	それともう開発計画してくれば、サカガミフジワラです。以上です。
0:01:53	石田さんの結果もそれぞれのその東海からオニザワ参加しております。以上です。
0:01:58	原子力規制庁のスゴウです。それではヒアリングを始めたいと思います。ここ本日先月の 9 月 30 日に、日本原電から資料提出のあった、次回の審査会合用の資料、
0:02:15	につきまして、まずはヒアリングを行いたいと思いますが、
0:02:22	こちらの資料を我々一応事前には可能としますけれども、何か作成にあたって、隣ですね、原電でこういう感じで作りましたとか、説明があればお願いできればと思います。
0:02:42	はい。日本記録発電ムラカミです。
0:02:45	東海リースさん枚数施設事業許可申請に係る補正方針についてというタイトルでパワーポイントのイメージで資料を作成しております。こちらのことでよろしいですね。
0:03:01	ソフト

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:03:02	こちらにつきましては、まず規則が改正されたことによって設計を見直すと言いますのでそちらのほうの概要を御説明する形で主なポイントについて、1 ページずつ一件一葉というような形でまとめてございます。
0:03:24	で、2、
0:03:26	今日次のシートの一葉 0 ポチ説明項目のところを説明します。
0:03:33	で、2 ポチ補正方針についてというところで、今後そ規則に適合しているかどうかというところのポイントになると、当社が考えてます五つの項目について、
0:03:50	挙げておましてそれぞれについてどのような方針で分社化設計をしているか、適合性を説明するかという形でこちらも一件一葉という形でまとめております。
0:04:06	内についてはまだ説明してないですけども、概要としてはこういう趣旨で資料を作成しております。
0:04:16	規制庁のスゴウです。はい。伊藤。
0:04:21	今、1 枚 1 枚の内容は大体見てるんであれなんですけど、全体として、
0:04:30	資料コメントとかあればお願いしたいんですけどもいかがでしょうか。
0:04:38	規制庁のヶ月 1 点確認よろしいでしょうか。
0:04:43	今 0 ポツの項目の中で、既設の規則の改正に伴ってそれに対応して書いたところを一件一葉の形でまとめていますという御説明だと思ったんですけども、そうしたときに、2 ポツのマエダさんの放射エネルギーの設定見直し、これも規則の改正に伴って変えたということですか。
0:05:05	日本原子、日本原子力発電のコアシと申します。今回の放射エネルギーの設定なんですけど、規則改正の中では区別放射エネルギーを分けて申請することになってございますので、ほか従前から指摘をいただいていた金属とコンクリート分けて、
0:05:23	これは評価するという考えに従って格別放射エネルギーとして分けて設定を行っておりますので、この点については、最初含まれているということになるかと思えます。以上でございます。
0:05:35	あと規制庁の岡でございます。格別放射エネルギーを設定するという観点で分けたということで理解しました。ちょっとその点ですね資料の中身の議論はまた後でということなんですけれども、資料の中身のほうを見るとその映像 36 のインベントリ見直しというのはそちらに重点を置いた書き方になっているので、
0:05:53	ちょっとその規則との関係でいうと、この 0 ポツのところの書きぶりをですね格別飛べと放射エネルギーの設定の見直しとかですねそういったもう少しその規則とひもづいた形にしておいていただくとよりわかりやすいかなと思います。よろしくお願いたします。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:06:10	日本原子力発電のコアシとする趣旨は承知いたしました。そのように修正できればしている中性子たいと思います。以上です。
0:06:20	規制庁のスゴウですと、全体的な作りとして本かコメントありますでしょうか。
0:06:27	規制庁コサクです。今お話あったところであるんですけど、
0:06:34	そういうことが、
0:06:36	この0ポツって項目なだけで話をされてもわからないので、まず概要としてです、これまで前のヒアリングのときに溢水いくつか資料書かれてますけど、
0:06:52	どういう対応があつて、基準も変わることだからというので、一時中断をしていて、それらを踏まえてこういう対応してきました。これからこういうふうにする。
0:07:09	資料を説明しつくて説明していきたいという
0:07:14	会合のレベルでいうと、結構ふうになる。
0:07:18	ものだと思っているので、そういったことがわかる1枚作っていただかないと、ちょっと今みたいに混乱するかなと思っています。記載の中に
0:07:34	何ですかね先ほど演奏の話も含めて、今後論点として解決しなきゃいけないことってというのは、基準改正事項だけなのかそれ以外にこういうものがあるということなのかと。
0:07:49	いうこともわかるようにしていただければと思いますけどよろしいですか。
0:07:56	。
0:07:57	日本原子力発電ムラカミです。そういう趣旨ですと四つページ目の0ポツの説明を今目次みたいな形になっておりますけれども、それぞれの下に概要を簡単に説明をこれ行い提示についてはこういった内容についてご説明をしますと、
0:08:15	いった概要で長コサクです。そうではなくて、
0:08:19	1ポツとして、概要と、
0:08:22	成合取り組み状況とかですね。
0:08:25	というようなことで、これまで等、今後ということで原電がどう考えてるのかっていうことを書いてください。
0:08:37	日本原子力発電ムラカミです。承知しました。
0:08:47	規制庁のスゴウです。
0:08:49	カーありますでしょうか。
0:08:57	よろしいですか。
0:08:59	そうしたら洞道しましょうか
0:09:02	ここの内容について説明いただく必要がありますかね
0:09:09	前のヒアリングで聞いた話とかもあった。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:09:12	やはり事前に資料見てるんで改めて私は特に必要ないかなと思ってるんですけど、説明必要でしょうか。
0:09:22	よろしいですか。
0:09:25	スゴウ3コサクですけど、スゴウさんのやりたいように進めていただいて結構ですのでありました。うん。そしたらですね、
0:09:36	当じゃここ2ページ、ページ順にコメント等があれば伝えていこうと思いますけれども、さらにページのほうで、
0:09:49	コメントある方はいますか。
0:09:53	規制庁の岡でございます。1点、コメントなんですけれども、ちょっと先ほどのコメントとも一部重複するんですが、
0:10:02	今回規則変更に伴って設計変更しましたということなんですけれども、れようとそのものが大きく変わっています。従来時北側と南側でそれぞれ各するものを今回西側東側というふうに分けてきてますんで。
0:10:18	もしかしたら審査会合の中で口頭で御説明いただくつもりだったのかもしれないんですけども、ちょっと今回の規則改正に伴って、なぜその北側南側のレイアウトを西側東側に変える必要があったのがちょっとその点をですね丁寧に御説明いただければなと思っております。以上です。
0:10:42	日本原子力発電ムラカミです。今ご説明したほうがよろしいでしょうか資料の中で充実をしたほうがいいです。
0:10:51	規制庁の岡でございます。資料で充実していただければそれで第1でよろしいかと思えます。
0:11:00	日本原子力学会規制庁コサクですけど、ヒアリングなので、一応この場で説明した上で、資料について充実を図るとというのが全部基本的に基本です。なので1つてそういうことを聞かずに答えていただければと思います。
0:11:19	はい。
0:11:22	米国日本原子力発電ムラカミです。提案等を変えた理由ですけども、トレンチ構造というのは書いてないんですけども、当埋設の容器の形状変更したりですとかいろいろと設計を変えましたので、
0:11:40	設計埋設地内のスペースの有効活用を図るなどの観点から南北にトレンチ分けても、今みたいな細長い形を東西に分けた形でレイアウトしたほうが効率的になるというところでちょっと大きく見直しております。
0:11:59	はい。
0:12:01	合併と規制庁の岡でございます。そして活動へ等、安全上の理由というよりは、むしろハンドリング取りかえと操業長の利便性というかそういう上の観点から変えたということでよろしいでしょうか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:12:17	日本原子力発電ムラカミです。その通りです。
0:12:22	はい規制庁の大塚でございます。承知いたしました。ちょっとこの絵とレイアウトの変更は従前の設計とレイアウト合わせに審査会合等であつた御説明いただけたところでございますし、一番最初にこれがPOP出てきたときに、やはりさせ、最初に目が行くので、ちょっとその、
0:12:40	資料の中でも、少し丁寧に記載をお願いできればと考えております。以上です。
0:12:47	。
0:12:51	ページムラカミ日本原子力発電ムラカミです。そうします。
0:12:57	すいません、規制庁の森田です。ちょっと今のことに関連してお聞きしたいことがあるんですけども、変更前と変更というところで区画数が弁護で変わっているようなんですけども、
0:13:13	一つ一つの区画を見ると15mと8mの形としては変わっていないんですけども拡大傾向であるというところで、先ほど容量の預金の等の変更があるというところはこちらでいたんですけども、こちら埋設するもの自体、
0:13:30	の容量っていうところは複数が変わっても変わらないという機器でよろしいでしょうか。
0:13:37	日本原子力発電、ムラカミする埋設対象の廃棄物の想定は変わっておりません。
0:13:44	規制庁モリタれるとしますと移転の時の変更前のと、計量ですと、ある程度余裕を持って配置してあったところを少し言い方だったらいいかかわらないんですけども
0:14:00	少し容量として場所としては狭くなったというような認識狭いところに今ため込んで詰め込むような形になったという認識でよろしいでしょうか。
0:14:15	うんです。
0:14:18	日本原子力発電の村上です。埋設地自身も閉面積としてはほとんど変わっておりません。ええと変わっているというのが充填率ですね、埋設廃棄物の重点率のどんどん変わってきているという認識です。
0:14:35	規制庁ものに対するそういうことで理解いたしました。
0:14:48	規制庁のスゴウです。2ページにつきまして他よろしいですか。
0:14:57	よろしければ次の3ページ、3ページについてコメントあればお願いします。
0:15:09	合併等規制庁の大塚でございます。
0:15:12	この3ページのところのこの袋設計のところの今回の規則改正に伴う一番大きな変更になろうかと思うんですけども、
0:15:22	えっとですね。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:15:23	表の 1-1 のところにそれぞれの豆腐駆動の構成材料の目的というのは書いているんですけども等でもそもそこの覆土ですね、そのどういう設計思想で作ったのかというところを少し丁寧に御説明いただければと思っております。
0:15:40	何故かといいますと、この構造を見ますとおそらくアメリカのEPAなどが出しているエール覆土の設計、こういったものを参考にしているように見受けられるんですけども、一部ですね簡略化してる例えばその社製シート入れないとかですね徹底POSいっす
0:15:59	低透水性のこの層が 1 層になってるかですねマツダを一部簡略化設計だっというようにも見受けられますので、
0:16:08	何ページかという、そのEPAのそのガイドをでは施設への浸透水量を低減するためには表面からのその蒸発散、これが一番効くんだと排水槽による速報への流出、これに指摘に重要な要素であるというような説明がされています。
0:16:26	で、
0:16:27	現在の今回のこの設計はその表面に職制は特にプロコサクみずほでやるということと、あと放射性シートを施工しないということで当行持ちまわってももちろんその低透水性の総和入れるんですけども、
0:16:43	等を用いてそれなりの量はですね施設の中に浸透してきているの心房するような設計になっているのではないかというふうに懸念がありますんで、そういった観点で今回ですね、基礎と中でも施設に卒業されたために、
0:17:02	低透水性はこのギャップをしなさいというふうになってるんですけども、今回行動のような設定にした時得したことで、施設への浸透水量がどの程度抑えられている抑えられる設計なのかっていうところをちょっとそこですね少し定量的に御説明いただければなと考えております。以上です。
0:17:27	。
0:17:29	はい。
0:17:32	10 日オオツカさん聞こえますか。
0:17:34	回答できますか。
0:17:39	だけれども、日本原子力発電のですね。
0:17:43	概略のほうの設計思想ですけども、今年的な／通り海外の方の事例 3 触れさせていただいております。
0:17:53	及ば施設におきましては、蒸発散の例には期待せずに速やかに降水による送られた水については速やかに表面上から排水し、開発計画で透水層、
0:18:12	ゆっくり水位テーマを層理程度水の浸透大き過ぎ育成、いずれもC街のほうにある水を排水するという設計なので。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:18:23	国会最終覆土のところは設計参ります。逆にか違いとしては以上になります。
0:18:31	規制庁の岡でございます。概略説明ありがとうございます。
0:18:36	そうしますとですね、ちょっと1点規制庁なの技術部隊も禁止してる点でもあるんですけども、社製シート今回施工しなかった理由なんでしょうか。海外のこういったトレンチ処分とかですねそういったもののキャップの構造を見ると、社製シートを入れるというのが基本的な構造だと思ってるんですけども、
0:18:54	今回それを入れなかった理由なのかということもあるんでしょうか。
0:18:58	日本原子力発電の鬼沢です。1点だけ確認させていただきたいんですけども、海外事例ですと査定し地域とのキャップBは中程にかけると、表層付近にかけるといった場合があったかと思うんですけども。
0:19:16	こちらのイメージされているものでご質問いただいたらいいんでしょうか。教えていただければありがたいと思うんですが、規制庁の大塚でございます。今てるのは表層にかけるとのものをメインに考えてますあの中で今オニザワさんがおっしゃった中ほどのというのは、別途ケーブルということですか。
0:19:37	日本原子力発電の鬼沢です。等が事例ですと、その抵抗水道食べるベントナイト今度ですね、ベントナイト混合器の頂部と下部に入れる事例があるので、そちらのほう置き去りピーク株価の意味が、
0:19:54	人入ることだったので、やけ等、規制庁の岡でございます。そういった意味で言うと、間に挟み込むやつですね。全廃と今後等へと今この構造でどこだかわかんないんですけども、この上部覆土の
0:20:11	なんかね、レイヤーの一つとして殺意シートを入れるという意味ですと表面に殺意シートを載せるということではありません。
0:20:21	日本原子力発電の内田です。御説明ありがとうございました。海外の事例ですと表層部分ですね、12のこの図で言うとほぼ同層の上、後の海外の事例ですと若干ここをさらに精度にその部分に設置
0:20:40	するという事例はありますけども、今回のほうは、そちらのほうですと長期状態において、そちらのホーム柵じつとの芸能期待できるかという議論がありましたので、可能な限り、京成殿の土質だけ材料で構成し、
0:20:58	その辺の間所の末もう部分を考慮せずに構成できるような差益駆動という形で検討させていただいております。
0:21:12	そうですね。はい。規制庁の岡でございます。ご回答ありがとうございます。ちょっと私の説明が悪かったかもしれないんですけども、所層の上火報の下に入れるという意味でのこれこれとほとんどその表面に載せてるに近い状態だと思ってるんですけども、こちらの質問の意図はそこではなくて、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:21:29	例えばEPAのガイドですと、ちょっとこの低透水制度層の上だったか、一つの見方ちょっとそこを今手元に資料がないので覚えてないんですけども、もう少し内側へとほぼ同層の下ぐらいのところに確か設定す性入れているよという例があるかと思うんですね。
0:21:46	で、とそういった設計にしたいのはなぜでしょうかという趣旨でございます。
0:21:53	日本原子力発電の鬼沢です。先ほどの当人って説明にも設置するんですけども、なるべく、その事故人口の別ですね、貯水池等につきましても地下に性能的には期待できるんですけども、その長期相対において、
0:22:13	ちょっと資料のほうは耐久性にちょっと危惧して街頭耐久性に心配がありましたので、その部分については入れない形で実現できるというところを検討して、これで行けるだろうということで、現在結果のほうの
0:22:30	構造で検討しているという次第です。以上です。
0:22:36	規制庁の太田でございます。今の御説明内容は理解いたしました。これから先は今後の議論だと思うんですけども、今と長期性能をというお話があったと思うんですが、Ⅳ例えば9ページのその評価の話を見ると、相当長期間を設定しませんみたいなことになってるんですね。
0:22:55	上記制度に対する今社製シートに期待せずにその長期政党社会
0:23:04	この中でますか、施設浸透水量お伝え設計ですということなんですけども。
0:23:10	そういったものに対するせずということで評価したときに、例えばその管理期間の終了の前後で状態設定をどう変えるのかとかその辺のところがですねおそらく。今後のその評価との関係で
0:23:26	議論になってくるのかなと思っております。これ今のところはちょっとこちらの感想というかですね、受けとめてございます。以上です。
0:23:39	はい。
0:23:44	今、原子力発電分がですね。ただいまのご指摘ご意見を行いまして、今後丁寧に進めさせていただければと思います。以上です。
0:23:55	すいません、規制庁のモリタれてる今の話で少し関係してなんですけれども、先ほども御説明の際に、茶津いいシートが長期的な耐久性に何があるというところで、
0:24:10	チャープ一度使わなくても、てのが持つものにするというようなお話だったかと思うんですけども、そうしますのですねしゃ水シートをその海外の事例だと着いて落ちて水増しUOマーケット抑えるっていう効果を
0:24:28	期待する形になるかと思うんですけども、着衣先頭を入れない場合には、過分の浸水を防止する能力っていうところはどのように担保するのかというところについても、また御説明いただければと。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:24:44	ちょっと本日の資料だと難しいかもしれないんですけどもまたKmについても確認させていただければと思います。
0:24:55	日本原子力発電の鬼沢です。承知いたしました。
0:25:03	規制庁のスゴウです。
0:25:05	3ページにつきまして他ありますでしょうか。
0:25:11	部長コサクです。
0:25:14	同じことではあるんですけど。
0:25:17	ほかのページも含めなんですけど、評価に期待しないからやらないんだっていう後ろ向きな対応をっていうふうに見えていてですね、その対応が本当にいいのだろうか。
0:25:32	というところがもう
0:25:36	ちょっとよくわからない。
0:25:38	のです。
0:25:42	少なくともL2の原燃での対応においては、できる限り軽減するという関係でやれるだけのことはやるということで申請を最終的にされてですね、それで認可をしているという。
0:25:57	先行事例に対して、
0:26:00	なんでそう対応が違うんだろうなっていうことなんですけど、そのあたりをどう考えんなってるんでしょうか。
0:26:15	日本原子力発電でのオニザワですねと今のご意見をですけれども、人当社としても、他に期待しないからやらないというわけでは、
0:26:29	なるべく夏中の
0:26:33	連絡物っていうんですかね。
0:26:38	かなり浸透水位を低減できるというところの話ってますのでそちらのほうでさせていただきたいという形を考えております。ただそれが内制定のPHITSではないので、今後の御審査いただいた中でも、
0:26:54	見直しもいいと思っておりますので、そちらについては今後も継続してこっち検討させていただければと思います。以上です。
0:27:05	はい。規制庁コサクです。それもですね、言われたからやるのかっていうふうに見えてくるので。その点例を今回せつかく仕切り直しをしてですね、設計も考えて対応されるというタイミングですから、
0:27:22	そういった姿勢も誤解されないように、
0:27:26	示していただいたほうがいいかなと思いますし、この辺りの説明も、先ほどの
0:27:34	この構造にしているのはどういう趣旨なんだとかですね、どういうコンセプト温度をもとにやっているのか、先ほど先行事例とちょっと違うところがあるけどっ

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	ていうのはどう考えて対応したのかというようなことも、あまり細かく書く必要はないですけど、基本的な考えということでは、
0:27:50	提示をして売っていただいたほうがいいかなというふうに思いますので、
0:27:56	まずは、原電としてどう考えてるのかっていうのを示していただき、もう
0:28:02	内容に応じてあの会合で議論したいと思いますのでよろしくお願いします。
0:28:12	日本原子力発電の鬼沢です。承知いたしました。
0:28:19	規制庁のスゴウs他 3 ページ、よろしいでしょうか。
0:28:28	今
0:28:30	ありますか何か。
0:28:37	3 ページよろしいですか。
0:28:39	下の 4 ページに移りたいと思います。4 ページCは、
0:28:46	何かコメントありますでしょうか。
0:29:02	規制庁のすごい
0:29:05	高齢、また話じゃないんですけども、
0:29:09	床のコンクリートからとか持ってつばここに入れることにした中高理由っていうのはあるんでしょうか。
0:29:18	日本原子力発電ムラカミですと、ベントナイト混合コードを最終覆土に採用するというので案を基にしているのが陥没長期的な陥没影響です。
0:29:30	そういう観点で、からも鉄ばとも中に入れて隙間に砂を充填するというのを計画しております。
0:29:41	こういう目的で書いております。
0:29:44	規制庁のスゴウ氏はわかりましたので先ほど来からちょっとどうどうして変えたのか、内すねコンセプトがちょっと内っていうのがあると思うんで、ここについても、
0:29:59	今みたいな理由で変えるっていうのを記載していただければと思います。
0:30:09	きっとほか 4 ページでありますでしょうか。
0:30:12	ここ。
0:30:18	よろしければ 5 ページに移りたいと思います。5 ページでコメントありましたらお願いします。
0:30:29	規制庁の岡でございます。ちょっと細かい点なんですけれども、ご提示タイトルが安全機能の定義と埋施設設確認、機能っていうタイトルになってるんですけども、
0:30:42	整理資料の第 2 章のところでは安全機能として労使提言機能を

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:30:49	そして路地提言機能等へと遮へい機能があって、5 ページのところにも遮へい機能書いてあるんですけれども、施設全体の構造の中でどこにその遮へい機能を持たせるのかっていうところがですね、
0:31:05	書いてないように見受けられて整理しようのほうにはあるんですけれども、そもそもその整合を図っていただければなと思っておりますコメントです。以上です。
0:31:15	はい。
0:31:17	日本原子力発電ムラカミです。後日提言機能も表現と似たような形で系統追加させていただきます。
0:31:30	それ長のスゴウですか、5 ページありますでしょうか。
0:31:41	森林を
0:31:43	鶴来です。6 ページ。
0:31:46	今作りたと思います。
0:31:48	6 ページにつきまして、
0:31:52	今日コメント等あればと思いますが、私、
0:31:57	それからまでちょっとよろしいですかね。今回 6 ページで津波評価を平成 28 年 6 月 15 日の規制委員会のそのグレーデッドアプローチ対応についてということで、
0:32:12	以下のフローで選定するっていうことが記載されてるんですけれども、
0:32:18	キトー、
0:32:21	なぜこの
0:32:24	規制委員会の資料参考にしているのかちょっと御説明してもらってよろしいですか。
0:32:32	日本原子力発電ムラカミです。
0:32:36	海進時モード分類として、この施設、Cクラスというふうにご考えておまして、それに説明する。それでよいことの理由として、こういうふうな書き方になっております。
0:32:52	規制庁のスゴウです。ちょっと私が思ってるのは今の血糖許可基準規則の津波のところっていうのはもうグレートアプローチ対応を踏まえた規定になった。
0:33:08	ていると思ってまして等の安全上重要な施設に該当しないっていうことをまず確認されているということなんですけれども、その 2000 万 1 説に安全上重要な施設がないっていうのもそのまま許可基準規則とかを見ればですね。
0:33:26	明らかなので、ちょっと
0:33:31	スゴウでちょっとなぜこういう Approach で、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:33:35	当評価をしているのかがですね、私には若干ちょっと理解ができないんですけども、何かその許可基準規則等、何か違う考えがあるっていうことで通されているってということなんでしょうか。
0:33:57	日本原子力発電ムラカミです。規則と変えたことをやっているという認識ではありません。後程先生、この後の審査の中で想定津波の話ですとか、説明させていただきますが、
0:34:15	この中で 1N、津浪高さを若干グレードを上げて評価をしている部分とかございます。そこに関しては別途追加でできることをやるという形で説明をしていきますんで、基本は
0:34:32	規則にのっとってやっておりまして、クラスあるバーベできることを、大変施設側で対応しているという思想になっております。
0:34:45	規制庁のすごい数等、
0:34:51	今回のこのグレーデッドアプローチの対応を
0:34:57	をすると。
0:34:59	この 28 年の委員会の対応すると、基礎食う以上のことをやるっていうようにはちょっと含めてやこれこれがまさに規則とほぼ一緒のことは書いてあるんで、何か
0:35:14	普通に
0:35:15	規則
0:35:17	に基づいた評価をしてくれればいいのかと思ってちょっと説明をお願いしてるんですが、伊藤ちょっと規則以上のことを対応としてされるっていうことであれば、ちょっとこの
0:35:33	判断して入れた後のこの資料とは違ってですねなんかそういう考え方とかを述べてもらったほうがいいかと思えますけど、どうでしょうか。
0:36:44	日本原子力発電さんです。
0:36:49	耐震重要度としては、
0:36:52	リスクを評価した上でCクラスと考えています。
0:36:56	そこで、想定する津波の高さにつきましては、規制とコサクです。ちょっと根本的に勘違いされてるようなので、
0:37:08	お話したいと思うんですけど、GradedApproachっていう時にですね、試験炉の中でのグレーデッドアプローチということではなくて、事業の違い原子力施設等の違いということでのグレーデッドアプローチっていうのも、
0:37:25	あって、それについてはこの
0:37:28	ペーパーでは書かれてないんですけど。
0:37:31	その辺りは御認識されてますか。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:37:43	日本で一緒に開発ってムラカミです。この施設に対して、
0:37:52	例えば津波によって廃棄物がどういう原因でかわかりませんが、漏出をして規制庁コサクです。すいません。そういう技術的な細かい話をしてるんじゃない、法体系文書体系として、
0:38:08	そもそもこの文書は、この施設に適用するものじゃない。
0:38:12	いうことは理解できたんです。
0:38:16	日本原子力発電ムラカミです。ホール法の条文の中にはこういった書き方がされてないという認識はしています。
0:38:28	減ってというのも、事業ごと原子力施設ごとに特徴があるので、それに応じて我々要求事項固めていって、なので試験炉と実用炉と試験炉等、
0:38:43	再処理加工、
0:38:47	埋設というのはそれぞれ要求が違うんですよ。
0:38:50	その要求が違う中でどうその要求を適用していくかということのをそれぞれ考えなきゃいけないと。
0:38:58	ということなんですけど。
0:39:01	その基準体系にあるということは御認識されてますか。
0:39:07	日本原子力発電ムラカミです。はい。その条文に適合してるかどうかという観点では設計は内容を確認しております。
0:39:18	規制庁コサクですけど、それを内容を説明してもらおうのが、基準適合の説明なんですよね。
0:39:25	試験炉の要求事項との対応状況を説明されても困るんですよ。
0:39:34	それで、そうは言っても参考にしたいんだっていうのであれば、この文書等埋設での要求事項との対応関係を整理をして説明していただかなきゃいけないんですけど、スゴウから言ったのはそんな2度手間をする必要がありますかということ聞いています。
0:39:57	そこをご認識いただけますか。
0:40:19	ご理解いただけないように、規制庁蘇武です。ご理解いただけないようなんですけど、その傾斜の構造、ちょっとこちら側で議論したものですから、申し訳ありません。
0:40:33	常務に対してのこの埋設施設についてのみの説明とするという点に関しては了解しました。隣にあの通りの承認がありましてそちらの審査との絡みですとかそういった観点で余計なことを考えて、
0:40:50	記載してしまいましたので、この資料にこのページに関しては、この埋設施設に要求されている事項についての説明に限定をした形に見直したいと思います。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:41:03	規制庁不足です。
0:41:05	今お話になったのを次の論点としてあると思うんですけど。
0:41:10	等にとの関係でいうと、この試験のものだけを持ってきてもまたよくわからなくて、先ほど言ったように、発電炉等をつけるのとも違うので、端的には言えなくて、取りつつ、間にあるものとして、
0:41:25	特に付の場合はSPCという
0:41:31	実用炉とも同じ体系を考えているものなので、秋田とステイ受けつつ、
0:41:41	関係性を示すということはあると思いますね。ただ
0:41:47	前回のヒアリングでもお話ししましたが、埋設のほうで埋設だけでもないんですけど。
0:41:55	自然現象については、最大のものとかですね、最新知見を踏まえてというよう なところで設計の範囲というのを考えていくということがあるので、
0:42:10	その時に統合に出野最新知見を得んというのをどうとらえるのかということは、 やはり語っていただかなきゃいけないと思って。
0:42:21	今住んでそのときに使いたいんだっていうのであれば、そういう形で説明いた だくっていただく必要がありますので、
0:42:31	また
0:42:34	本件は報告かからもいろいろと話があると思いますので、一応
0:42:39	この文書の扱いという関係では
0:42:42	そういう論点を明確にして示していただきたいということで、私からは
0:42:48	項目として受ければと思います。
0:43:01	いえ原子力のムラカミです。了解しました。
0:43:06	6 成長のスゴウシマ
0:43:09	いいと私からも、これこの後伝えようと思ったんですけど、今のコサクの方から あった通り東海第 2 との関係はどうするのかっていうのは、
0:43:22	しっかりとちょっと述べていただきたいと思いますので、そこはよろしくお願 いします。
0:43:28	それから、
0:43:31	今回
0:43:33	きっと津波への、その対策としてセメント改良で津波による洗掘防護というこ とで、法面に
0:43:43	何か新たにつけるってことなんですけれども、これはあれですかねちょっと これだけの今後もしかしたらまた設計を買うこれ考えている途中かもしれない んであれなんですけど、これは

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:43:57	覆土全体、これで囲ってみたいな、何か、どういうものになるのかちょっと御説明をしてもらってもよろしいですか。
0:44:09	日本原子力発電ムラカミです。
0:44:14	津波の統計してるL2 津波での到達高さがあるって、評価上法面の途中ぐらいまで来るといって評価結果になっておまして、それに対して埋設地の
0:44:30	赤くなっているんで、こちらの周囲をセメント改良度で固めることによって安易に崩壊しないようにするというような設計を現在検討中です。
0:44:44	それはあれですかね、規制庁のスゴウですけども、全体を囲むようなイメージなんですかね。
0:44:50	はい、その防護壁の津波が来る側です。日本原子力発電ムラカミです。津浪のクルー側ですね。
0:44:59	ちなみに遡上は遡上当たる面について、セメント改良度で強化をするという評価を設計を今検討中です。
0:45:11	規制庁のスゴウです。そうすると、
0:45:19	来る高さっていうことは、今、全面っていうか、その海側と
0:45:25	横。
0:45:26	の途中までとかなんかそんなイメージなんですかね。
0:45:33	タケコシと。
0:45:36	日本原子力発電の村上です。強化する面については現在設計中ですか。
0:45:44	わかりました。マザー規制庁のスゴウです。まだ本数コンセプトというか、まあそういう段階だということはわかりましたとそれ頃、
0:45:56	1 棟。
0:45:58	この資料の
0:46:00	目標で、右上に 2022 年の 2 月審査会合って書いてあるんですけども、この前提出いただいているスケジュールだと 2022 年の 4 月でしたっけね。
0:46:16	に審査会合みたいな目標立てたと思うんですけどもこれ前倒しされたっていう理解でよろしいですか。
0:46:29	はい。
0:46:31	4 月。
0:46:32	4 月です。
0:46:34	日本原子力発電ムラカミです。
0:46:37	間違いです。ごめんなさい。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:46:39	はい、わかりました。じゃあ、ここは修正をお願いします。規制庁コサクです。鎮静っていうかですね、実際にいつになるかは、今後のヒアリングだったり或いは審査会合も他の審査会合との兼ね合いもあったりするので、
0:46:56	あまり明示的日光数字書く必要はないんでほかのページも含めて、この会合の予定っていうのは消していただいたほうがいいかなと思いますけどよろしいですか。
0:47:10	日本原子力発電ムラカミで削除いたします。あくまでそれ、
0:47:14	それに間に合うよう十分な検討期間が持てるようにということで早めにお出しをしますという
0:47:21	つもりで書いてましたので削除します。
0:47:25	はい、規制庁の古作です。了解です。スケジュール表のほうでですね、
0:47:31	審査会合のさらに前に、ヒアリングの資料も出していただいてということは認識共有できてますので、それで進めていければと思います。よろしくをお願いします。
0:47:43	規制庁のスゴウですね、他 6 ページでコメントありましたらお願いします。
0:48:00	6 ページでよろしいでしょうか。
0:48:03	では次に 7 ページに移りたいと思います。7 ページで、コメントありましたらお願いします。
0:48:18	規制庁の岡でございます。ちょっと細かい点なんですけれども、核熱サーバー先ほどの議論で格別歩行者無料の設定を金属とコンクリートでそれぞれ分けてありますということを
0:48:31	設定の見直しをされているということなんですけれども、
0:48:35	当最大放射能濃度の設定、これも同じような考え方で、それぞれ分けてやるという理解でよろしいでしょうか。
0:48:45	日本原子力発電のコアシです。申請放射能に関しては区画別放射能量で分けて設定を行うんですが、最大放射能分布高度につきましては、あわせてというふうに考えております。
0:48:57	規制庁の岡でございます。
0:49:01	それとあわせてというのは、
0:49:03	金属とコンクリート分けずに、全体で幾らという設定にするということですか。
0:49:10	いや、
0:49:11	日本原子力発電のコアシです。その通りでございます。金属とコンクリートのそれぞれの最大が併せてあわせたものとしての設定をさせていただくということでございます。はい、承知いたしました。
0:49:24	そう。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:49:27	で、
0:49:28	一応コサクです。ちょっとあのオオツカサカガミKIcのがいいのかどうなんですけど、合わせてやるっていいのかわかるか。
0:49:39	そこら辺は
0:49:42	評価なり担保することということの関係ではどう性につす。
0:49:49	必要があるのか。
0:49:51	というのがちょっとよくわかんなかったんですけど。
0:49:53	規制庁の川です。えとですね、今もなんですけれども、当評価車両の中には放射線量Bqか聞くと経路と例えば法人事象の掘削みたいなんですね、その掘削された範囲に含むにどのぐらいの濃度でBq/tが含まれている。
0:50:13	低いやつがいますので、今の原電さんの御説明のように、最大放射線濃度ノードに関しては、当金属とコンクリート分けて日活やりますということだったので、その前提で、その人鋭意評価をする際に、そのきちんと安全性が担保できる評価になってるのかというのを確認するということだと思ってます。
0:50:35	当原電さんそちらの間立場で何かありますでしょうか。
0:50:42	日本原子力発電のコアシです。先ほどオオツカさんのおっしゃられた通りだと思うんですけどただですね最大放射線濃度につきましてはこれ、基本的にはあの事故の評価ですとか、廃棄物の落下のときにどういった被ばく影響あるかという評価に用いるんですけど、金属やコンクリート個人事象の中でこれPOSということに関しては、
0:51:02	ここはやっぱり放射線量で、そのときのその近くに埋められている金属だけで考えてどうか、コンクリートだけで考えてどうかで被曝線量評価をしますので、特に濃度を使うところというのはそういった
0:51:17	大体中ですかそういうところを考えてございます。
0:51:22	規制庁コサクです。
0:51:25	今の話を聞く限りだと最大放射線濃度というのは、時工事での落下なりで
0:51:38	考えるパラメーターであってそのときには金属類とコンクリート、
0:51:44	大飯は区別せずに評価をするものということなので一体として設定をするってことですか。
0:51:53	日本
0:51:54	日本原子力発電のコアシです。CAMPでございますが、最大の核種を見て最大の放射線の上、保守的に評価するというところでございます。
0:52:05	規制庁、古作です。
0:52:07	その申請での扱いについてわかりましたこの後、この

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:52:13	補足説明なりを見て損金状況を確認したいと思います。ありがとうございます。
0:52:22	規制庁のスゴウです。ちょっと言葉のあれだけだと思んですけど、今のその金属とコンクリートとの区別、
0:52:32	いうところがあって、その被ばくの評価に用いる設定においてってなってるんですけども、
0:52:38	これ評価はそうするってことなのか等の申請承認に何シマ規則に基づいてその放射エネルギーとかですね記載してもらわないといけないんですけども、
0:52:55	そこを変えるつもりなのか、ちょっと教えてもらっていいですか。
0:53:05	日本原子力発電のコアシですと評価でも区別しますが、当然のことながら、これの評価で使うものは特別放射エネルギーとして分けて設定するということを求められていると考えておりますので、この申請においても格別当社
0:53:20	能力として勤労プリントコンクリートに振り分けて申請させていただくというふうに考えてございます。
0:53:26	地域医療のそうですね、要はその評価に用いるというよりも、その個々の埋設地のその区画別の放射エネルギーとしては設定分けて、
0:53:39	分けますっていいんですよ。
0:53:43	日本原子力発電のコアシです。物理的な区画ということではなくてあくまでもこれは評価上の保守的な価格別放射エネルギーとしての管理だと思っておりますので、申請こちらの要は分けて申請しますし、評価も分けて行いますが、
0:53:59	物理的な区画ではないということは御理解いただければと思います。
0:54:05	規制庁のスゴウです。トップ。
0:54:09	取り的な感覚とかすいません、すごい細かい話で申し訳ないですけど、評価に用いるって書いてあるんで。いやそもそも申請そのものが、
0:54:21	変えるんですよってことをちょっと聞きたかったんですけど、
0:54:25	規則の2条に基づいてこの施設としての総放射エネルギーとか申請してもらおうんですけども、そこをまず要は変えるっていいんですよ評価に用いるものだけではなくてっていうか、そもそものところ海域ますっていいですよ。
0:54:45	日本原子力発電のコアシですと理解いたしましてして放射能として総放射エネルギーと格別放射エネルギーを分けて記載させていただくということでございます。
0:54:56	規制庁のスゴウですね、
0:54:59	ちょっとすいません私これ読んで若干混乱したんで、何かそこがわかるようにしてもらえればなと思います。よろしく願います。規制庁川崎です。
0:55:10	すいません。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:55:13	役人が見るとですね、評価に用いる何とかっていう就職が入ると昼食捨てている理由あって、そこに限定してるんだっていうふうに思うんですよ。
0:55:24	ページ。
0:55:26	今の回答ではそうではなくて、あくまでこれ評価でそういう、ここに取り扱うのっていう理由だということですかね。
0:55:37	日本原子力発電のコアシです進捗をした内容としても分けてこれは申請させていただきますが評価でも分けて使っているのだからこのような就職を入れてしまったんですけど
0:55:48	コメントについては改称いたしましたので修正させていただきます。以上です。
0:55:53	はい。規制庁コサクです。まずは何を変えるかっていう主語はそういう誤解のないように書いていただくということの理由として、
0:56:05	説明すべきことはそれはそれでまた説明いただくということで記載するときに注意してまとめていただければと思います。他にも含めてそういう嫌いがありますので、認識をしております、
0:56:20	いただければと思います。以上です。日本原子力発電の恒設承知いたしました。
0:56:27	規制庁のスゴウですと7ページ他ありますでしょうか。
0:56:37	よろしければ次の8ページに移りたいと思います。
0:56:42	こちらちょっと私からなんですけれども、13条多いこうて、
0:56:51	廃棄物の発生は想定されないと。
0:56:57	改正であって、
0:57:00	冷凍一番下の
0:57:04	点線の四角学校医の中では、地下水の分析によって発生した廃棄物についてはっていうふうになって、ちょっと発生しないとか、発生するのか、ちょっとなんかでよくわかんなかったんですけど、ちょっと説明してもらっていいですか。
0:57:26	はい。
0:57:28	ちょっと、
0:57:38	日本原子力発電の竹越です。英語である程度廃棄物については分析を行った際に液体廃棄物等は発生する可能性がありますので、悪性自体はすることとしております。
0:57:56	分析の方法を東海発電所のほうに郵送して運んで行う到底でおりますので。
0:58:04	埋施設から発生するわけではないという
0:58:08	A4の意味合いの説明になっております。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:58:16	規制庁のスゴウですね、そこを発生したものの自体後東海のほうに戻して戻して ってどうか、10日にこれは変わるということなのか、ちょっとそこら辺もどうい うふうにしようとしてのが
0:58:33	資料だとわからないんで明示してもらえればと思うんですけど、
0:58:39	ということはあれか。そうすると分析とかは全部倒壊持ってくんで、
0:58:46	ちょっと気になったら液体気体廃棄物についてって書いてあるんですけど、主 体をどうやって発まし集めて持っていくのかなと思ったんですけど、
0:58:59	東海のほうでやるっていうんであればそこはちょっと理解しました。
0:59:04	とそのときに、
0:59:06	当東海発電所ですとかその東海第2発電所のほうでここから発生した廃棄物 廃棄物ってどうかそのまま分析し、
0:59:18	するっていうことも含めて、
0:59:21	そちら側の受け入れ側のほうの許可との関係っていうのはどうなるのかちょ っと説明してもらってよろしいですか。
0:59:53	日本で評価点の多孔質を大臣のまず固体廃棄物ちょうどここについてはその 辺りこれこちらの埋設確定というものを踏まえた記載に変更する必要があるか と考えております。
1:00:12	はい。
1:00:16	規制庁コサクです。ちょっと全体の状況確認なんですけど、まずですね分析と か持っていくのでっていうことであるとすると分析Pの設備としても、
1:00:32	埋設の位置付けを持ったものに
1:00:36	があると。
1:00:37	ということだと思いますし、廃棄物廃棄施設についても、埋設施設から発生する ものについての
1:00:48	はい。はい埋設の事業をやるにあたって発生しているもの。
1:00:56	処理すると。
1:00:58	ということでの対応が必要と。
1:01:02	ということで、その位置付けを明確にするという必要があるっていうのが今の 論点だと思っているんですけど。それで今、
1:01:14	発電所のほうの対応も必要だというふうに言われたとは思いますが、一方で 東海発電所ってものが廃止措置も大分進んでいてですね。
1:01:25	許可の変更っていう手続きは基本しないんじゃないかと思うんですけど、その あたりってどういう整理になってるんでしょうか。
1:01:36	もうすでにと東海発電所東海第2発電所のそれぞれの位置付けて今回のや つがどっちなのかっていうことも含めてですけど。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:01:51	はい。
1:01:53	日本で評価っていうのをタケコシてる無敵設備につきましては東海大気の段にATENA東海発電所東海第2の共用設備であります。うんの低下、ちょっとそこをマエダの東海発電所のみでということではなく、
1:02:12	に管理者、
1:02:17	規制庁コサクです。供与うの施設だっということ東海第2発電所については、許可で対応ということかと思うんですけど、東海発電所では、
1:02:31	許可変更っていうのは、今後もありうる。
1:02:36	という制度運用なんですか。
1:02:40	系統原電の田中と申しますと、東海発電所の例えばについてですけれども、東海発電所がまずあってこの方は一歩も変更ありませんで、赤い措置計画のほうのF変更認可でどこからそれぞれの方で対応しているところ。
1:02:57	けれども、今話題になっています共用部で関係者と意見についてですね、昨年の東海発電所の廃止措置計画の変更の際に、
1:03:07	当金庫の共用設備についてはφ側からの維持管理外すということで、全社一斉に当貸A棟1人計画のほうから液相縦置きしております。本編のほうで維持管理をするという形にしておりますので、今後、
1:03:26	共用施設に関すること東海発電所の許認可関係が発展することはありません中でですね。
1:03:33	規制庁コサクです。わかりました。そうすると、東海第2のほうでは、東海発電所の対応もできるものとして1維持管理するってということで、東海第2の方だけで処理が今後できるようになってると思うんですか。
1:03:51	原電、田中です。はい、おっしゃる通りですと会談や発電所の設備のほうで、とりわけデビット指定することも明記しております。
1:04:01	規制庁家族で住んだの状況はわかりました。経営
1:04:06	でも、
1:04:07	そちらの血液するとすると、どういうタイミングでどういう
1:04:13	ような内容にするかってのは、現時点で何かお考えはありますか。
1:04:19	設計現在ノグチでございます。まだ具体的なスケジュールについては詰めておりませんが、こちらがですね、L3のほうの許可の見通しが見えた段階ですね、速やかにやっていきたいというふうに思っております。以上です。
1:04:35	規制庁コサクです。わかりました、ちなみにあの東海第2の行動指針基準適合の設工認りの進捗なり工程というのはどうなってるんでしょうか。
1:04:51	円ノグチでございます。すいません、こちらについては詳しいものがないので、大変申し訳ございませんが書いていきません。以上でございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:05:00	規制庁コサクです。わかりました。
1:05:04	だから
1:05:05	こちらのほうの整理がついたところで合わせてっていうときに、そちらの
1:05:11	東海第2のほうですね、手続きの流れがどうなるのかっていう影響もあろうかと思いましたが、その辺りを説明される際にはもうあわせて、
1:05:22	本説明いただければというふうに思います。よろしくお願いします。
1:05:29	原電ノグチでございます承知いたしました。
1:05:35	一方、規制庁のスゴウです。
1:05:37	それから13条の2項の保管はべき施設について説明としてその東海東海第2発電所の施設で対応を行うって書いてあるんですけど、これこれ要は、保管廃棄施設は設置。
1:05:56	実施しないっていう意向みたいな、
1:05:58	結論がそういうことだっていう理解でよろしいですか。
1:06:04	日本原子力発電のタケコシとなる施設の前施設側でも設置を行わないというふうに考えております。
1:06:13	規制庁のすぐ工法です。
1:06:16	等であれば
1:06:19	1個のほうの説明と平仄そろえてもらえればと思います。
1:06:26	鉄塔
1:06:28	あと、ちょっとすぐさび話で申し訳ないですけど。
1:06:33	13条1項第13条2項で階段で1枚長大第十三条第1項3について説明される時は、そういう資料にさせていただいたほうがよろしいかと思えますこれはコメントというかアドバイスというかですね、広げ拠点路線でいただきました。
1:06:54	規制庁のスゴウです。ほっか8ページで、コメントありますCAPEとかっていうのカワラサキです。ちょっとあの、もうすでに先ほど議論があったんですかねのため、その結論部分のところを確認させて欲しいんですけど、第2項についてはないということ。
1:07:11	なんですけど、第1項で分析関係が共用と仮になった場合なんですけど、共用となった場合当然それが廃棄物埋設施設の一部ということになるので、そこから発生するものについては当然廃棄物埋設に伴い発生した廃棄物ということで、
1:07:30	前気体の例えばそのタンクにためておいて取水したりと修正したものをためておいて、それをろ過したりとか、そういったものは共有を図って廃棄物施設になると廃棄施設になると、そういう理解で立て付け上はよろしいでしょうかね。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:07:55	本件消火系の当日立て付け上はマーケティングプランといったものと認識しております。規制庁カワラサキです。ありがとうございます。
1:08:06	規制庁コサクです。今の話でちょっと嫌なことを思ってしまったんですけど、
1:08:15	実用炉から発生するものっていうのは、適切 2 処理をしてですね、埋設施設に持っていきっていう制度ができ上がっているんですけど。
1:08:31	核燃料施設等の施設から出てきている。
1:08:37	廃棄物について、埋設にまで行き着くルートまだ確立されてないと思うんですけど。
1:08:46	この埋設施設から出たものを東海第 2 処理をしていくってなったときに、
1:08:54	ものとするというのは一体で管理してもおかしくないものではあるんですけど、制度上どうなるんだろうっていうのがちょっとよくわからないんですけどそのあたりって何か。
1:09:04	検討整理をされたんだよってありますか。
1:09:12	日本原子力発電の恒設と原料をのところはございません。
1:09:20	地下から規制庁コサクです。それでしたら法体系とかも整理をしていただいて、その上で東海第 2 でもうどういうふうに取り扱うべきかというところをまとめておいていただければと思います。
1:09:38	飛んで超過展開当日ました。
1:09:49	規制庁のスゴウですね、8 ページほかよろしいでしょうか。
1:09:59	よろしければ最後、9 ページに大透明ます。
1:10:04	9 ページにつきましてコメントあればお願いします。
1:10:21	そしたらすみません規制庁のスゴウでさあのちょっと私からなんですけれども、
1:10:29	結局
1:10:32	ピット処分のような 1000 年にたる長期評価ではないんですけどいうま 50 年程度ですっていう話をするHead説明というかロジックとして、
1:10:46	もうトレンチはあま監事
1:10:50	D期間中も、
1:10:53	生活環境に放射性物質がもう以降が始まってるんでっていうこと。
1:11:01	もう理由としていると思うんですが、
1:11:06	それを言ったらピットもですね、管理期間中、
1:11:13	一等埋設した後は要求的には移行抑制機能に移るんで、閉じ込めではなくなるんで。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:11:24	守れるっていう前提になってはいるんですけど、そのピットをにしたって埋設するまで大体まあ 30 年ぐらいなんですけど、そうすると何かあまりですね、この 1000 年が 50 年になるっていう
1:11:40	RI 苦痛としては何か
1:11:44	にはならないんじゃないかなと思うんですけど、そこら辺はどうのように考えてこういう説明をされてるのかちょっと説明していただいてよろしいですか。日本原子力安全のハウチンでございます。今の御指摘なんですけども資料 10 の上のポツ二つ目のところを
1:12:04	ここからご指摘いただいたと思うんですけども、最終的に判断してるポイントとしましては、三つ目のポツのところ、矢印の下のところでは THAI 措置開始後の評価性のいるわけなんですけどもその結果として線量ピークの最大値が出現する期間というのを、
1:12:23	確認しますと、それを、は排泄退職後 10 年以内に出てきますので、それ以降は不要であるというふうに整理をしているという状況でございます。以上です。
1:12:37	炉規制庁のスゴウです
1:12:41	一井さんがおっしゃったのは三つ目の迷うようは評価したら結局 50 年ぐらいだったっていう
1:12:48	ところ、
1:12:50	だけですっていうことなんですかね。そうすると何か前の二つのポチって何か意味あるのかなと思ってちょっと思ったんですけど。
1:13:00	この前の二つのポチの何か意味って何なんになりますか。
1:13:06	日本で上から落ちてございますと、今の指摘を受けた確かにその読み取れるかなというふうには今思いましたので、ただトレンチ処分というものが少しピット処分に比べて縛りが少しもともとが変わっているんですよっていうのは初めにあったほうが、
1:13:24	イメージとしては入りやすいのかなと思ってそういう整理を入れているだけなので、ちょっとあまり論点じゃないところ、こっちでお書き過ぎたのかなというふうになんか今思っております。以上です。
1:13:39	規制庁の喪失んちょっと説明どうされるかはあれなんですけど、あとはちょっと気になるのは、
1:13:53	是正制度上というか、主処分概念としては確かにトレンチ処分は埋設始まってから漏えいすることは仕方ないというか、そうなんですけども
1:14:09	今その規則をつくったときの、我々の思想としては、それでもちゃんと管理期間中はできるだけ抑えるような意向を抑えるような設計としてすべきだっていうことを

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:14:27	明確にしたわけでそれを踏まえて原電も今回ベントナイト層を設けたりっていうことだと思うので、何か当トレンチはもう、管理期間中から
1:14:41	出るん電子短いですよってという説明は何かちょっと我々の
1:14:49	規制の概念とはちょっと
1:14:52	合わない気がするんですけども、ちょっとその辺いかが考えてますでしょうか。
1:14:59	はい。
1:15:00	日本原子力学会のこっちでございます。今
1:15:04	御指摘の通りで指摘がありまして、もう浸透する浸透水量を下げるというような足仕事量下げるといふ対策をとっております。ですので、この廃止措置開始後の評価をお示しするときには、
1:15:21	今あの評価としては廃止措置開始後からどうしても対させろという結果で十分設計基準を満足することをお示しできるように考えてますので
1:15:33	案内だけ適合性問題いただくときには人埋設期間中はないですか。感じですね、あいつの開始までの期間については人させないという結果で排除されてこの表をお示しようというふうに考えてございますので
1:15:48	管理期間中に人させないように努力はしているものっていうところは評価上は保守的にそういうふうの評価をするというふうにしてお示しようなと思っております。以上です。
1:16:03	規制庁のスゴウです。そうすると、やっぱり二つの上のポツ二つは何かすごいミスリードをしてるような気がするんで、そこはもうちょっと改めて評価期間が短いんだっていう卒業するにしても、
1:16:20	ちょっと今一度考え直していただいたほうがよろしいかと思います。
1:16:29	ちょっと9ページのこっち到底ほかに何かコメント等、
1:16:35	ありますか。
1:16:48	ここです。
1:16:50	すみません。
1:16:52	ちょっと評価の状況って
1:16:55	うんですけど、※で書いてある10末10月末ごろ提示予定と言ってる評価等を最大値が出現するまでの期間を確認する、している評価っていうのは、
1:17:11	イコールでスカイ行為じゃないですか。
1:17:15	今のELOCAっていうのがオオツカます。ええとイコールになります。
1:17:19	同じものになります。規制庁不足です。そうするとまた評価結果出てないのに50年程度と言い切っちゃってるってところがよくわからなくてですね。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:17:30	その辺りどう考えればいいんでしょうか。すいませんインフォメーションあたりのハウチンです。少しちょっと先走った記載になってるところは正直なところなんですけども、評価自体は実際にしておりますから
1:17:44	審査会合資料として結果をお出しするためには社内ですべてのチェックをした上で提示をさせていただきますので、そのチェック作業を今行ってるという状況でございます。
1:17:55	以上です。
1:17:57	はい、規制庁コサクです。わかりました。そうすると見通せ委員。
1:18:02	てあって、そういうような検討していると整理をしているところとかですね、いうことがわかるように、まずは書いていただく必要があって、かつ、このタイミングでこの数字を出す意味がどれだけあるのかっていうのが先ほどのスゴウが言ったところですね。
1:18:22	今回、
1:18:24	どこが評価として意識しなきゃいけないことなのかと。
1:18:29	いうことを示す際に
1:18:33	これだけ必要かかっていうことを踏まえてちょっと書きぶり三つのポツ全体として、各
1:18:41	程度感なり内容なり返ってくるんだと思いますので、
1:18:46	その際に検討いただけたらと思います。
1:18:50	日本原子力発電のハウチンです。今
1:18:54	教えていただきたいちょっと修正を加えさせていただきます。
1:18:59	もう／言葉のちょっと追加の資料に入れさせていただいたところは遺伝子ヒアリングの場でもはイトレンチ処分で廃止措置開始後、来管理期間短いですって話を
1:19:12	北高等がありましてその辺がベースになるのかな資料をつくられると困りますので、その点が論点かなと思いますけど、ここにちょっと資料として入れさせていただいたというのが、この資料、この部分を追加した意味になります。ですがちょっと先。
1:19:27	まだ結果をお示してないところと書いてるところもありますので、最後にちょっと修正させていただきたいと思います。以上です。
1:19:34	はい、規制庁の古作です。私の理解は、ここでの論点で先ほどスゴウが言ったように、幾らトレンチと言ってもなるべく低減させるっていうこと以降低減させるってことなんだから、
1:19:49	何でもかんでも流れるってような形での評価をするのはおかしいのではないかっていうことだったと思うので、また安全審査全般としてですね。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:20:02	安全評価だから保守的な評価であればいいんだということではなくて、ある程度現実的なシナリオっていうのを考えながら、実態がわかるようにするっていう意識も大分現状だとありますので、
1:20:18	そういったことも踏まえて
1:20:21	どういう評価が適切なのかっていうのが論点だと思ってますので、そういう意味ではこの
1:20:29	期間が短いんだっていうのは逆に論点に対して真っ向から、
1:20:35	反論するような形になっているので、そういったこれまでの議論経緯を踏まえて、現状の設計等、それに対する評価がどういう状態での取り組みなのかっていうのがわかるようにしていただければと思います。よろしくお願いします。
1:20:53	日本原子力発電のハウチンです。御説明ありがとうございます。ちょっと資料、今いただいたコメントの趣旨でちょっと来資料修正させていただきます。以上です。
1:21:07	規制庁のスゴウです。ほ他 9 ページについてコメントありますでしょうか。
1:21:19	よろしいでしょうか。
1:21:21	逃走したらこの
1:21:24	次回の審査会合に向けた資料ということで、
1:21:29	全体通じて、
1:21:31	何かのコメントあればと思いますが、よろしいですか。
1:21:40	はい、特になければ、そしたらもう 1 回、
1:21:46	の整理資料の話Cに移りたいと思うんですけども、1 回ちょっとつ次回会合用の資料での今日我々から、
1:22:00	出しているコメントをちょっと、原電との我々でちょっとそごがないように、ちょっと原電の方でコメント等をすりかえ
1:22:13	今この、ここでちょっと振り返っていただくこと可能でしょうか。
1:22:21	もし整理ついてないという状況であればこの後の整理資料の後でも構いませんが、
1:22:33	すみません、整理資料の後でもよろしいですね、その過ごさわかりました、そしたら静聴コサクです。すみません規制庁コサクですけど。
1:22:43	そのあとのときで結構なので、その対応いつまでにやってヒアリングどうするかとかっていうことも含めてシートだければと思いますので、並行して、
1:22:55	話をしておいていただければと思います。
1:23:00	はい。規制庁のすごいよろしくお願いします。そしたら正義資料のほうに移りたいと思います。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:23:11	どうしようかな。
1:23:14	当院麻痺一つ一つまずはちょっとやって執行細かいところはあれなんですけども大きい指摘ということで、今回、今日は示していただければと思いますが、まず2条の安全、
1:23:32	昨日の定義ですね、こちらの資料で何かコメントあればお願いします。
1:23:53	ちょっとよろしいですか。
1:23:56	規制庁のスゴウですが、ちょっと私からはコメントで、
1:24:03	ちょっと9ページの(2)で遮へい機能に関する設計方針っていうのがあると思うんですけど、
1:24:13	相撲明けの10ページの表を見れば者
1:24:17	は中間覆土で持たせるんだっていうのがわかるんですが、
1:24:22	どっちの(1)の漏出の方は、ここの部材で持たせますっていうのがあるの
1:24:28	対して、(2)のほうは何で遮へいを持たせようとしてるのがちょっとわからなかったんで、
1:24:35	伊藤。ここは何か入れておいたほうがいいかなと思いました。
1:24:47	日本原子力発電ムラカミペレットそっちらの先ほどの論点整理の資料で5ページですかね、遮へい機能のところ、どこに持たせるのかを通して低減機能と同様な書きぶりで書いてくれという。それと同様なコメントと認識しました。
1:25:06	規制庁の層では
1:25:08	同様に何で担保しようとしてるのがわかるようにしていただければと思います。
1:25:19	ほかよろしいですか。
1:25:21	町コサクです。ちょっと原燃のほうの資料を見てないのであれなんですけど、4ページのところでは基礎これだけページ数で2ページで書いてあるところですね、所則か。
1:25:37	規則解釈が分かれていてということで、規則のほうではもう定義に安全機能の定義として公衆または従事者に放射線障害を及ぼす恐れがあるものの、
1:25:51	はい。
1:25:52	機能喪失によりですねっていうことがあってこれをどう解釈するかっていうこと。
1:25:59	の説明なんだと思っているんですけど。
1:26:04	いまいち
1:26:08	書いてるように見えないんですけど。
1:26:10	等を完売になっているのか。
1:26:14	CT等危険物、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:26:27	日本原子力発電ムラカミです。大きき言いぶりは原燃さんを
1:26:35	どう。
1:26:36	目的としては同じものを目指して記載しておりまして、こちらの章では
1:26:45	定義というところで、どこに何の機能を持っている方っていうそのものの施設の設計結果ですとか安全評価の
1:26:57	あのもとになっている、そのまとめのような形で、
1:27:00	最初に定義するものだという認識でちょっと作ったものです。
1:27:07	はい。
1:27:10	規制庁コサクです。
1:27:14	ちょっと私もまだ原燃のやつを見きれてなくて申し訳ないんですけど、もしかすると原燃もちゃんとできてないかもしれないんですが、
1:27:25	安全機能を有する施設っていうものに対して要求がかかっていますね。
1:27:31	それはその評価で見込むかみ込まないかっていうことも関係をしてくるんだと思うんですけど、どこまでやれば十分なのかということの考え方をまず
1:27:45	ここで整理をしてその詳細は 10 乗だったり、9 条だったり、もろもろの条文適合のところの説明いただくことにはなるんですけど、
1:28:00	そういったところも含めてどういうものの範囲であればいいのかってそれに対して、それぞれの防護設計、
1:28:09	防護設計といった健全性を確保していくという、設計方針になってればいいのかと。
1:28:17	いうことをまとめていただかなきゃいけないので。AMAGIのさかのぼると先ほど言った規則の文言に対してでどこまでの対応とるつもりなのか、何を持って紹介。
1:28:34	鎖線障害の恐れ等をもって設計をするのかと。
1:28:37	恐れます症例を防ぐというつもりで対応するのかっていうことを明示していただくのが大事ななど。
1:28:47	思っ
1:28:48	今進んでその点でちょっと原燃は十分書けてないのかもしれないんですけど。
1:28:54	少し言葉を
1:28:57	拡充してですね、考え方は整理できるようにしていただければと思います。よろしくをお願いします。
1:29:17	規制庁のすごい数、現在よろしいですかね。
1:29:24	日本原子力発電の村上です。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:29:28	現状抱えて原燃さんに合わせると書かれてないんですけども、これをどのように満足しているかというところが1条と10条の審査資料のところで説明をされることになるんですけども、
1:29:43	そういったここでこういうことが確認されるというような記載内容であればよろしいでしょうか。
1:29:51	規制庁コサクですけど、ここで確認されるというよりは、先ほど言った通りではあるんですけど、放射線障害の恐れっていうのを何と思うか、それがその事故のときに、これぐらいの影響程度にならないようにと。
1:30:09	というようなことイコール何条での対応ということっていうのは一つ一つ分解して書いていくっていうことです。
1:30:22	日本原子力発電ムラカミです。ちょっと書き方をちょっと検討させていただきます。
1:30:29	はい、規制庁昨日やってることはわかっていますし、
1:30:35	こちらも嫌だ、それでこっちの上で対応するじゃんって思ってるんだと思うので、まさに書き方だけだと思いますんで
1:30:43	内容を書き込んでもらえばその記載ぶりっていうのは
1:30:48	一度ヒアリングでお話しすればそれで終わるかなと思いますのでよろしくお願いいたします。
1:30:59	次地区のスゴウですか。ありますでしょうか。
1:31:08	と私からもう一点あのすちょっと困った細かい話になってしまうんですけど、基本的には原燃の資料を参考にして作っていただいているなとは思ってるんですけども、
1:31:24	例えば添-10ページの一番運営とかで、線量限度を超えないことはもとより、合理的に達成できる限り一致クックする設計とするってあるんですけど、原燃の
1:31:40	まとめ資料とか見ると線量限度も超えないことはもとより、管炉圧リリースな売りあつ、
1:31:49	8バブルのALARAの考えのもってというのが入ってたりして何かその、何か。
1:31:55	設計とかの違いで当然差異が変わるところはあるのは承知してるんですけど、あんまりなんかこう設計トップは考え。
1:32:07	関係なくて、今普通に共通的な話かなとか思うようなところも、これちょっと言葉を変えたりとかこう、削除したりとかいうふうになってるんですけども、ちょっと今回、今回あのALARAの考えをとって細かい話なんですけど、
1:32:25	ここら辺はあれですかね一つ一つその言葉をちゃんと精査した上で、ここは不要だろうとか、そういう作業をされた上で、削除されているっていうように、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:32:40	我々は理解してよろしいですか。
1:32:44	日本原子力発電ムラカミです。そのALARAの部分を消した理由っていうのは、言葉がだぶってるなと思って見ただけですので、そこが何か設計思想の違いに起因するんじゃないかというような誤解を与えるのであれば元に戻したほうが良いと思いますので、修正します。
1:33:07	規制庁のスゴウです
1:33:09	確かにそのあとの合理的に達成できる限り低くできるとか、
1:33:17	かぶっちゃうんですけどこの観測というALARAの考えのもと、合理的に達成できる限り低くできる設計とするとかって、普通に規則とかでも使われてるような言葉だと思うんですけどは思いつつです。
1:33:31	ここにちゃんと原電としてこういうふう考えたんで、変えましたとか、削除しましたっていうのがあるのであれば、そこは全然、我々も構わないとは思ってるんで、
1:33:46	ちょっとちゃんと言葉もですね、いろいろとL/Dのほうを参考にして進めていただくのはあります我々にとってもありがたいんですけど、こういうちょっとした違いで近かったりとかするんで。
1:34:01	考えて言葉をちゃんと選んでいただければと思います。
1:34:07	規制庁コサクです。今の話、もう私が言ったものの内数になるとあって、原燃の書いているのこれだと実は、やっぱり
1:34:18	合理的達成できる限り低くってどういう意味だよっていうのが、結局わからなくてですね、当該条文にいくと50マイクロシーベルトパーっていう具体的な判断基準もあってそれで審査をしていて、その範疇に入るものは安全機能を有する施設として、
1:34:37	設計しますっていうことになるので、そうであればもういっそのことを書いてしまったほうが良いんだろうというふうに思って先ほどコメントしてあります。なので、原燃の記載から足りないということはず、
1:34:53	なんすね。それ以上に書き込んでいただければというのがコメントです。よろしくお願いします。
1:35:05	日本原子力発電ムラカミです。そういう観点で記載をちょっと充実させます。
1:35:18	規制庁のスゴウですはいよろしくお願いします。
1:35:22	ほかに上はよろしいでしょうか。
1:35:29	じゃあ、6条のほうに移りたいと思います。六条でコメントがあれば、よろしくお願いします。
1:35:38	規制庁川崎です。六条について9月30日ですかね、提出いただいた整理表に基づいてちょっと確認させていただきたいと思います。今日は大きな話から

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	ということではありつつ、多分具体を述べたほうがお伝えしやすいかなと思いますので、
1:35:56	ちょっと大枠からまず入って細かいところもちょっと若干確認させていただければと思っております。まず全般的ななんていうかね、検定が結局この別途この施設については、選定の結果大きなを予防するし、影響要素IP消火中止。
1:36:15	選定されていないというのは、この資料の結論なんですけども、その選定のプロセスに当たって
1:36:22	当東海第2の申請書、或いはその整理資料が出てきているかと思えますし、あとはLの方の申請書ないし整理しようか。
1:36:36	出てきていると思えますけども、これらをどのように参考にして選定をしてみたのかっていうのをちょっと大枠を教えてくださいませんか。
1:36:47	はい。原電タナカと申します。
1:36:51	そうですね／等にした選考についてですけれども、また日日本原燃さんのL2の℃だ資料をベースとして作成をしております。本文をPOSデータについてはですね等、
1:37:07	ほぼ同じような形で書いておまして、洞道等から③の声というのを、状況によって分掌し直したりしているところなんです。大きな変更点はですね、例えば添付資料と、あと
1:37:23	今度起き量ですね、そちらのところかと思えますけれども、
1:37:29	値段のほうの資料でいきますと、根拠資料のほうでマグウッド文献から理事長を変えられ証明書を選定すると、その上で選定されたものについて添付資料で、
1:37:44	強化をしてみようとするということで倉庫でいらっしゃいます等ですねと現メーターの後ろのほうを植えて読み込むと。
1:37:56	龔この店舗根拠資料ですね、
1:38:00	なお、事象の抽出のほうで抽出されているプロセスの方ですね
1:38:09	評価が必要というところで添付書延ばしているものを、事象が幾つかあるんですけども、こちら建設熱挙動可能でしょうと同様なレベルのを抽出させてええと選定を
1:38:23	行っていくと。
1:38:26	今回さんのほうでは選定の段階ですべて除灰二重三重と照らして当然やらないと言ってありましたので、現在のと比べて、添付資料というものが無いと。
1:38:41	緑等になっております。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:38:44	投入のほうがメリットがですね露頭 2 の評価の内容を踏まえつつね等を超えている状況の中で必要なものについて、グループ確認といいますけれども、結果的には原燃さんの
1:39:00	いろいろな方で見えてきております。以上です。
1:39:05	規制庁のカワラサキです。ありがとうございます。ちょっと今も御説明あったんですけど、ややですね、資料のつくり込みの仕方が東海第 2 とも違うし、L2 とも違うというのが現状です。具体的にどういう違いがあるかという、まずは、
1:39:24	選定基準等ですね、まずは、
1:39:28	抽出したものがページで言うと添 1-6 ページ以降に列挙されていて、まずこの作り方は基本的には同じ考え方にも、
1:39:39	続いてやられているんですけども。
1:39:42	続いて除外基準でそれをスクリーニングしようといったときに、今回はL2 の場合はですね、その除外基準みたいなものを立ててスクリーニングはしてるんですけども、結局検討対象っていうのの絞り込みをそこからやってるんですね。
1:39:57	要するにその件、
1:39:59	等対象となるか否かっていうのを、その網羅的に抽出した事象をもとに、鉄塔検討していった、その時点で 0 ないしバツという時 5 振った上で丸としたものについては、さっきおっしゃっていただいたように、
1:40:14	検討対象としたものについての詳細な検討の結果を載せているんですね。
1:40:20	一方でそれは載せていない。
1:40:21	それはなぜかっていうとおそらくは東海第 2 のやり方を部分的に取り入れているからだと推察するんですが、
1:40:29	一方で東海第 2 は、別途、なぜその説明が成り立っているのかなとちょっと私なりに考えてみたんですけども、結局その東海第 2 っていうのは、
1:40:39	この選定基準をこちらでこの資料でお示しいただいてる選定基準点 1-3 があるんですけども。
1:40:47	この点値の 3 の基準 3 の適用の仕方が
1:40:51	会計指摘していただいたものとは大分違っていると思います。
1:40:56	基準し、基準Cですね。基準Cのところでは本施設の影響はないといったところで、今回はですね、この埋設施設については、時順仕入かなりのところが事象として落とされていて、詳細の説明の資料がついてないんですけども。
1:41:12	東海第 2 の場合は、その基準Cには当たらないとしてここでピックアップされるんですね。
1:41:18	除外基準に当たらないとしてピックアップされた上で、具体的な評価としたらどうなるっていうのを、ネットマ申請書

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:41:26	の中で展開されているということですので、
1:41:30	その点において、東海第2とはちょっと違っている上にN2で書いてあった検討対象という途中のプロセスもないために別途最終的な結論として大きな影響を及ぼすことがないという結論は一緒なんですけども、途中の説明が1個抜けてるように感じています。
1:41:48	今の点について、検証結果が、ちょっともう胃癌プロセス必要なのではないかと、ちょっと個人的には思ってるんですけど、この点について何かお金がお考えとかありますでしょうか。
1:42:03	原電タナカです。ありがとうございます。今ちょっと一遍確認させていただきたいと今おっしゃったような検討対象というところは原燃さんの資料でいくとどこの部分を教えていただけますでしょうか。
1:42:17	規制庁川崎です。原燃のそれで資料でいうと、第44表の自然現象の選定というところで検討対象0ないしバツといったところで整理されておりますけれども、
1:42:32	おそらくそれに該当するものをこの資料ではスクリーニングの途中結果としては示していないのかなと思ってますがいかがでしょうか。
1:42:42	原電、田中です。今言明さんの資料化できましたので、どうタクシー達の応答しろ一定の考え方をですねこの減免さんの概要1の検討対象としたでしょうということに該当するのが、
1:43:02	私の添付資料でいくところの添付1-10Aの大間第5表ですね、第5表になるというふうに考えておりました。どこのときに、補足させていただきますと、原燃さんは線形基準道にというもので選定されていらっしゃる。
1:43:22	うんですけども、この選定基準のところには当協会負担としては、今話題になりました基準Aから
1:43:30	F-を用いて検討したということで、結果、すべて除外ということに至っております。での例としたものを回答としては、原燃さんの本来どのお客さんが申し上げた、検討対象というものについては、
1:43:48	現在のスリットを表5/選定結果ということで出しているところに行った結果をやっております条例。
1:43:56	規制庁川崎です。わかりました結局その中で、表としては、その中でやられているという認識は理解したんですけども、じゃあ原燃さんのところで、その検討対象という途中プロセスを入れることによってどういう説明が追加されてるのかっていうのを、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:44:12	ちょっと具体的に見て欲しいんですけど、第1表のところでは、原燃てる2のところでは、例えば交通であったり地すべりであったりとか型の影響であったり土石流であったりダム崩壊であったりといったところに関して、
1:44:27	実際その方の影響なんかについては、具体的な評価の内容も含めて書かれていたりもしますし、そういった内容の説明っていうのはこの今お出し、
1:44:40	てる範囲の表では特段読み取れなかったんで、ちょっと今言ったような議論をさせていただいてるんですけど言うのですねちょっと今から例示を挙げて御説明したいと思いますので、ちょっと聞きいただければと思います。
1:44:53	まず上流のほうから行きたいと思いますが、
1:44:56	まずは抽出なんですけど抽出結果、
1:45:00	と抽出方法なんですけども、それが添1-4ページ以降に示されています。
1:45:06	この
1:45:07	添1-4ページの、まず第2表で、
1:45:10	抽出するにあたって参考とするか文献を挙げられているということなんですけど、まずこの点については、基本的にはですね、あの東海第2の入っている場所が、基本的には入ってるんですけど抜けているところとしては、規則の解釈。
1:45:28	の記載が東海第2は入っていてこちらが分かれていないといったところで、おそらく規則の解釈の例示となる事象を網羅的に入ってるかどうかを確認したという趣旨で東海第2を入れているかと思うんですけども、その部分が入っていないことについていかがでしょうか。
1:45:46	原電タナカですというのはご指摘のあった第2表の物件の施設についてはトールに現在かなりの方を観光につけておりまして、こちらの徹底、
1:45:59	今後については特段の御トイレの原電さんのほうに言うと、その上で、耐震の海外の文献の状況を踏まえてRev番号リバイスしたり、あとですね等をトレンチ処分ということもありますので、
1:46:15	名深度処分等の文献を作るとするということを行っております。以上です。規制庁川崎市全く説明になってないんですけども、例えば東海第2の申請書であったりとか、或いは東海第2の申請書において参考としている文献はすべて当たったっていう説明が基本となると私は考えていたんですけどそうではなくて、
1:46:35	あくまでN2を参考にしてこれ作ったってそういう御説明なんですか。
1:46:43	2ページ。
1:46:46	だったら、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:46:48	原電分かれてとそうですねとおっしゃる通りでそれぞれ求めますと、あと現メーカーマーケット例の時になりますので、皆さんも緩みの別に文系の提出を行っているということです。以上です。社長カワラサキです。今の御発言でかなりのところは明らかになったんですけども。
1:47:06	今の話でいうと、東海第2の申請書をそもそものベースのデータとしては取り込んでいない上に、そこで取り込んでいる文献一覧も特に取り込む生まれていないと、実質的には規則解釈以外の差分がないわけでそれほどダメージはないんですけども、まずそういう方針でやられたと。
1:47:26	ということで、じゃそれで添付の1-6以降がどうなってるかと具体的にみっ具体的に見ていくと、ここの時点で東海第2との差分で拾いきれてないでしょうというのがないように思います。なのでここも第3票についても基本、
1:47:42	的にはL2のところを参考にしながら埋設としての抽出を行ったと。そういう理解ですかね。
1:47:51	原電の田中です。トータルで第3票についてもN2のほうを等別に異常ですとしております。規制庁コサクです。
1:48:05	何だろう。すいません。カワラサキの言いたいところを
1:48:10	丁寧にカワラサキが順々に事実関係から確認しているのであれなんですけど、そこも先ほどの介護用試料のときに、東海第2の津浪のを
1:48:25	扱いをどう考えるんだということで話題にしたのと一緒でして、外部事象っていうのも最新知見を踏まえてどう考えるのかということでその際に、施設の安全機能への影響っていうことでそこでグレーデッドアプローチが入るんですね。
1:48:45	なので、どこでどうグレーデッドアプローチを踏むかという基本コンセプトが認識がずれてるっていうことなんですよ。なので
1:48:55	そこをまずコンセプトは明確にさせていただいてすぐそれについての議論をするということが大事だと思いますので、実態上でいうとですね。
1:49:07	原燃においては内設について特別に埋設に応じた抽出をしたということではなくて、最終段かもしれませんが、最初にも複数の申請で許可を受けたものと、
1:49:23	いう内容を踏まえて整理資料全部作り直してるんですよ。
1:49:29	そのあたりの経緯ってご存知ですか。
1:49:38	原電タナカでスルー受け継ぐ生まれません確認しておりません。
1:49:43	出ちょコサクです。そういうところも含めてですね考えないと、埋設のほう、原燃の埋設についても、埋設だからではなく、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:49:53	で、こういう事象については隣接の再処理MOXなりでの対応状況っていうのをベースにしつつ、埋設ではどうするのかっていうので、先ほど言ったスクリーニングの考えとかっていうのを整理をしてかつ、
1:50:09	昨日営業所結局遮へい機能とかですね、漏出防止機能とかっていうところで、静的なものにしかならない。
1:50:18	で、あまり影響出ないんですけど、かといって出ないんですけどただ言いほってもですね、説明が十分でないということがあって、丁寧に説明しようということからある程度低い。
1:50:31	スクリーニング基準にして具体的に述べるという対応とかと。
1:50:36	いう経緯があるので、そういう経緯をですねしっかりと原燃から勉強して、それに対応して作っていただくということが大事だということを取りあえず申し上げておきます。
1:50:51	原電の中でよくわかりました。
1:50:56	規制庁川崎です。今お話があったように、
1:51:01	多分その出発点のところ、我々が想定していたところと違う資料が出てきたっていうのが正直なところかなとは思っています。その中で実際のスクリーニング基準であったりとか、或いは説明の最終的に除外するにしても、その説明の細かさといった点について、
1:51:18	具体的に見ていくと、ただ疑問点がある要するに説明が取得されてない資料に現状ではなってしまうのではないかと感じております。ちょっと町ちょっと恐縮なんですけど、
1:51:31	ので問題意識がご理解いただけたのであれば資料は全体的に直ってくるのかなとは思いつつ、現状でも、ちょっとこういった問題が生じてるよっていうことをちょっと例示的にお伝えしておく、例えば抽出のところ、
1:51:48	東海第2で挙げられているような事象で漏れてるものが実は出てきてしまっているのではないかと考えてます。最終的には包含関係とかがあって大丈夫なのかもしれないんですけど、例えばその動物が入ることによって、
1:52:03	何らかの事象が生じるっていったところであったりとか蜂須賀知規格による主滑りだったりとか水中の有機物であったりとか、トピックとして確かに含まれてるっていう見方もあるのかもしれないけど、例えばその東海第2で別として立てている事象で拾いきれてないのではないかとこの疑念を抱かせるところもあるので、
1:52:22	ちょっともう一度この中心のところを10日以内にと見比べていただきたいなと。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:52:27	と思いますんで、どの続けてよければ、何か疑問点があつてる途中で止めていただいてもいいんですけど、続いてその選定の基準なんですけども、ちょっと選定の基準については基本的にはその東海第2を
1:52:43	のやり方を踏襲されていると思いつつ、先ほど申し上げたように、鉄塔の選定結果を見てみると、添1-10ページ以降なんですけども、結局この中で基準Cとして落としているところがかなり多々あるんですけども、その適用の仕方にやっつて、
1:52:59	かなり全般的に疑問があります、例えばですね、上から見ていくと、地震とか地盤とか、この辺の話っていうのを別途Cとして除外されているんですけども、結局これって、本階段でどうなってるかっていうと、
1:53:15	除外基準でいうと、他の地方版での説明っていうところに落としていって、ちょっと基準で言うとドウトレイだったかっていうのは後で見たい欲しいんですけど、例えば基準に行くとかを適応したりしてるかと思います。
1:53:31	続けて津浪とかも同じような状態ですって、そういったところについて何で違ってくるのかなっていうのがそもそもわからなかったということもあります。
1:53:40	同じく添1-10ページで高潮等のところで、Cで除外されてるんですけども、例えば東海第2ではここら辺が入ってきていたりして、結局どういうふうに関外しているのかわからない、要するにその立地的な特性で、これ410日以内にとは多分、
1:53:59	0. 何kmの差があるなと思うんですけども、それとの関係で差分が生じているのかどうかといったところの説明がちょっともうちょっと説明していただかないとわからないかなと思います。同じく11以降の話についてもですね。
1:54:18	またちょっと別途10ページでちょっともう1個あるとしたら地すべりのところなんかは、東海第2では0として評価しているば例えば500mぐらいしか下がらないのに何で地すべりこれで除外できるのかとかですね説明が全般的に必要なんですよ、除外するにあたっては、
1:54:35	そういったところの説明を
1:54:37	一般的にしていきたいと思いますと思っております、
1:54:40	15以降の各件についても局所的であるため、壁については安全機能が喪失することはないとされていますけれども、全般的に局所的な影響っていうのが全く説明になってないというような気がしていて、結局、局所的って言うのはどこの
1:54:57	影響のこと言ってるのかとかもわからないですし、例えば20番なんかを見ていくというと洪水に関して言うと、東海第2では選定してるんですね、東海第2

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	では選定していてなぜこの施設では選定して来なくていいのかっていったところもですね。
1:55:14	影響がないだけで片付けてしまうと。
1:55:16	ちょっと説明として、なぜ差が生じてるかっていう、規制側への説明にはなっていないとおもっています。等々ですね、この選定の部分の説明があつて、おそらく肝になると思っているので、例えばL2ではこの部分を別の表に一旦飛ばした上で別途詳細に検討すべきもの。
1:55:35	を選んでそれについての詳細を別の表で説明しているということなんですけども、そういった説明が全般的になされていないものですから、この表だけでは正直理解できない。
1:55:47	説明が全般的にあるということです。
1:55:53	とりあえずここまでで何かあります健全化原点から
1:56:01	一波原電タナカですのを行っていることの貧しい了解いたしました東海第2のほうのきだ素人の絵と整合についてはまた学習の大野板のところで確認家族がありますので上等含めてきてしまい申し訳ありませんでしたこちら
1:56:20	Lを確認した上で、ご指摘の通り基本となるところだと思いますので、修正1ページの辺り利用にいただきたいと思います。やはり一点泊にさせていただいたかったのは、今もう越えとおわかりいただけました。
1:56:37	それと、日本原燃さんのほうの説明で、例えば日本原燃さんの第4表で前する理由として除外することについて詳しい徹底をするとされているということだと私が手元に説明した限りでその説明が
1:56:55	特にできなかったところがあつて大変申し訳なかったんですけども、このところろうとしてちょっと乗ればご教示いただけると助かります。具体的に言うとならね、例えば原燃さんの資料だと。
1:57:10	第4157%、
1:57:14	すげえ
1:57:18	第47億円の2。
1:57:21	規制庁川崎です。
1:57:25	今の点なんですけど、別に形式を限度Aのことなんですけど、例えば原燃だと第1表がついてるじゃないですか、或いは選定の資料の外枠にあるんで、ちょっと位置付けていうのはきちんと
1:57:40	御社としてきちんとした位置付けとして検討していただければよくて、説明をどう

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:57:47	この場所でやるかってのは本質的ではないのではありましたところが、そちらで御検討いただければと思います。了解しましたシマで今権力がでございますので、一つ別にここはどうぞよろしくいたきたいんですけども。
1:58:03	あと原燃さんの資料第4表の下から7分の2の例えば降水量のところとかっていくと、別途影響は局所的なため、安全機能喪失が考えられないっていう記載がありまして、これについて、
1:58:20	なぜ、この降水量が局所的でトモエ安全機能への影響はないのかというのを、についての資料がこうであって読み取れなかったんですけども、保安電源ターンについてどのような御判断をされたのかとか、
1:58:35	先ほど来たらありがたいんですけども、規制庁川崎です。私が申し上げてるのは、結局、原燃の資料を絶対に規制としてやられるっていう多分お考えなんでしょうけれども、まずは降水については、確かにこの全般的に安全機能の喪失がないことが、
1:58:54	明らかであれば、特に特段説明は不要かと思うんですけども、同じような説明を全般にわたって日本検査はされているということかと思えます。さらに言うと、東海第2との比較の観点っていうのを入れていることができることも、そこを局長。
1:59:11	端的になっていったところで除外されてるんですけど。
1:59:14	正直言うと、減産の資料100%と私は思っておりません。何でかっていうと、この局所的であるためっていうのはへの徹底フォルダと炉心損傷との関係で基礎的たとかっていうのは判断してるんですけど。
1:59:28	原燃の資料では必ずしもそれが明確で持っておりますので、説明の仕方は
1:59:34	よりよいものを目指していただくようお願いいたします。
1:59:39	ちょっと原電タナカです。了解いたしましたことは私もちょっとに諮ったところがありまして原燃さん方と記載されていくという表現冷凍話せるところがあつたんでうちもそれちょっとREDYの背景の説明については記載しないで帰ってしまったところが出ているか認められませんでした。
1:59:57	ちょっと整備等の説明の後、影響がないとしてる説明について等の理由等について、東海第2のほうと整合をとってよりは請求として付ける場合の留学できるように出席したと思います。ありがとうございます。
2:00:11	規制庁カワラサキです。
2:00:14	今のお話のあつたところで、全般的にはそうなんですけど。
2:00:19	結局その軽重というのがあつたと思うんですよ。
2:00:21	この事象については明らかに影響ないよねってこう蓋然性が高いものと、いやこれについては、きちんとした検討加えないといけないっていうものの軽重は

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	当然あるとは思っていて、その部分が局所的にみたいなお決まりのフレーズで除外されているっていうところが
2:00:37	あると思うんですけども、そこで全部説明されてしまうと、大事なところを見落としてしまうので、
2:00:44	当然、事業者としてはきちんとした検討した上で、その結果として、この程度で別途影響がありなしが判断できるよっていうところはそれはそれでいいとは思ってるんですが、全部が全部その詳細な長文書いてくれと言ってるつもりはないので、
2:01:00	系統に応じて当然その除外理由を明確にしていきたいと思っております。今ので大体伝えたいところは伝えたんですけども、一応人為事象についての気づきの点はあらかじめお伝えしておく、例えば他の4番の飛来物の航空機落下等なんですけども、これなんですけど。
2:01:18	当航空機落下が評価基準を超えずって書きちゃってるんですけど、これ評価やってるようにも見えちゃって、これで評価してるんだったら0になっちゃうんですよ、簡単に言うと、
2:01:29	でも多分ここではそんな評価結果とかけないと思うんで、ちょっとこの説明でどうするのかなっていうのはちょっと検討いただければと思います。
2:01:38	ちょっととりあえず内容的に違うんでこれだけ切って何かあれば、そちらからお願いします。
2:01:44	機器
2:01:50	現年だから大丈夫ですよ。はい、それでは以上です。規制庁川崎続けてなんですけど、12番以降の話なんですけども、これもですね、結局外部火災みたいな話が12番11番以降はあると思うんですけど。
2:02:06	結局この鉄塔が倒壊第2等の観点という意味で言うと、結局等価ないじめ認定の考え方では、外部事象として、結局、別途工場等外の火災爆発が選定されちゃったりもしてるんで、そこの関係でいうと、結局その例えばその、
2:02:23	存在しないとか、そういった想定されないとか、対象外とかって、一律に言っているものかどうかっていうのをちょっともう一度見直して欲しいと思っていて、結果的にそうなのかもしれないけども、結局その投入のところである程度その
2:02:39	周辺地域の調査をした上での外部火災影響評価なりをやったりもするか。
2:02:46	計もあるので、ちょっとよくよくそのところは、そちらの評価も参考にした上でどういう結論になるのかなど。その上で多分廃棄物埋設施設としての特徴を踏まればですね、除外できるっていったところが多分にあると思うので、そういったところを検討していただきたいと思います。
2:03:03	19番のダム崩壊については、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:03:07	これも一緒に、廃棄物埋設施設周辺には玉内としてるんですけど、これ 9 時側の資料にダムがあるんで、それとの関係を東海第 2 で説明してるんですね、との関係が一切記載されてないので、全般にわたって、正直言ってこの資料 4 でいって不信感がそのてしまったというのが正直なところであります。
2:03:25	20 番とかも電磁的障害なんていうのは、東海第 2 では選定されているところ、こういう規制庁コサクです。
2:03:34	申し訳ないけどあの次の予定も入っているんで、
2:03:38	もう一つ資料あるから、ここにはもう原燃原電にしっかりやってもらうということでもいいですかね。規制庁川崎ですねお返しでは、とりあえずここで終わりたいと思います。私からは以上ですよろしくお願いします。
2:03:56	規制庁のスゴウです。ロック上関係よろしいでしょうか。
2:04:03	すいませんちょっとコサクです。
2:04:07	あ、ごめんなさい、1 点。
2:04:09	まず、スゴウさんに確認しながらなんですけど、現年だと。
2:04:17	安全機能を有する施設だけではなくて、埋設クレーンとかの設計についての外部事象考慮っていうことも書いてあるんですけど、その辺り、
2:04:31	原電のほうでは書いてない気がするんですけどどうすればいいですか。
2:04:42	置換原燃のほうは、その安全機能を有する施設っていうのは対象に六条はなってるんですけども、
2:04:52	施設全般というか、
2:04:56	とは言っても、そういう埋設クレーンとかあるんで、そこに対する考慮っていうことも一般の施設であっても必要ということでやっているんですが、
2:05:12	そういう意味では、
2:05:14	埋設クレーンとかがシマそもそも
2:05:18	L3 とかはL3 はないかったりするんで。
2:05:22	すぐそんなないんであれば一種からと思ったんですけど。
2:05:34	規制庁コサクです。
2:05:37	何も無いんですけど。
2:05:39	内され、すいません。私は原電が答えたと思うんですけど確かあのクレーン、
2:05:46	じゃなくて、あれですねその作業者みたいなので、確かやる打ったと思うんですけど違いましたっけ。
2:05:58	日本原燃のハママツと申します。トーエルさんの場合は、移動式のクレーンで作業を行うことを考えております。現在 3 のような常設のごあいさつクライアントの設置する計画にあります。以上です。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:06:12	規制庁コサクですけど、常設でなくても、使うものについてどういうものにするかっていう方針はあっていいと思っていて、一番わかりやすい例示で埋設クレーン言いましたけど、それ以外のことも含めて書いてたりするので、
2:06:30	やはり1、
2:06:33	原燃でどういう議論があって、こういうものが書いてあるのかっていうのを勉強してですね、
2:06:39	一つ一つなんで書いてないのかっていうのが説明できるように、／或いは見てそれがわかるように資料作っていただきたいと思います。よろしくお願いします。
2:06:55	規制庁の規制とのスゴウです。県連よろしいですか。
2:07:04	原電ノグチでございます承知いたしました。
2:07:07	ちょっと今の規制庁のす 53 今の話とかに関係してくるんですけども、そもそも安全機能を維持に大きな影響を
2:07:21	ていう考えも若干ちょっと原燃の考えとは違ってるのかなあと思って原燃の方は
2:07:30	当施設がす。
2:07:33	もし動いてしまう可能性のあるっていうことも含めて案大きな影響とかっていうのを入れたりもしているんで、そこら辺の考え方とかもう、ちょっとL2のほうの
2:07:49	もうよく確認して、ちょっと整理してもらえればと思います。
2:07:56	どうも資料の 7N/10 条 4 号の
2:08:01	同水位のほうに行きたいと思いますがよろしいですかね。すいませんマツダです。ちょっと簡単にコメント、ちょっとオオツカさんも席を外されちょっと二つほどコメント預かっておりますので、よろしいでしょうか。
2:08:15	すいませんちょっとマツダから 5 ページの下のほうにちょっと安全上支障のない期間においてっていう部分がちょっと入ってしまってるんですけども、ちょっと安全機能を損なう事象が発生した時点でちょっと省内期間。
2:08:31	やるかどうかっていうのはちょっと記載がちょっと矛盾してしまっているように感じておりますFL2と比較してもちょっとわざわざ文章が入っているようなんでちょっと／への記載 1 枚ちょっと精査していただければ。はい。
2:08:47	思います。
2:08:49	はい。あとすいませんちょっとオオツカから二つコメントを使ってるんですけども、いいと、添付の 1-4 について、文献の中に東海発電所の東海第 2 と旧原研の埋設事業の分権ってのは入っていないんですけども。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:09:07	東海第 2、N2 を基本参考されてるってことなんですけども。他のものについても参考にする必要がないのか、今一度ちょっと確認いただければと思います。
2:09:21	二つ目、
2:09:24	添付 13 とについてあの基準、
2:09:30	基準上をちょっと記載されていると思いますけども、添付 1-10 の第 5 表見ると大分教育を見ると、
2:09:40	例えば 31 とか 32 だと本施設に影響を与えるほど経験した場所に発生しないっていうふうへの評価が書いてある一方、4 や 6 のほうで、そもそも事象が発生しないもの、いいの基準でもちょっと記載がばらついているところが、
2:09:57	あるので、ちょっとここら辺の書きぶりについて今一度整定ご確認いただければと思います。以上でございます。
2:10:06	はい。
2:10:08	今、
2:10:09	原電、田中です。ありがとうございます。申し訳ありません、1 点目がですねちょっと音声の聞き取りにくいとごさいませんですけどもう一度整理誰でもよろしいでしょうか。文献の話でしょうか。
2:10:22	引用文献の話で紹介無事 5 ページのあれもところですね。はい。ページの
2:10:32	定員は
2:10:35	一番下のほうの文章で安全機能を損なうでしようが発生した場合、安全省安全上支障のない期間において速やかに修復するとあるんですけども、安全機能損なった時点で、安全上支障のない期間とは言えないのではないかとちょっと記載が矛盾してるように、
2:10:54	感じましたL2 とL2 のものと比較しても安全上支障のない期間内ってまずはちょっと入れるように感じたんでちょっとこれがなんで入ってるのかなっていうのと、はい。
2:11:09	というのはちょっと疑問に思った次第です。
2:11:13	規制庁コサクですけど、まずマツダ君は指摘の趣旨をちゃんと理解をして発言をしましょう。
2:11:19	さらに、先ほどの事象の関係だとすでにカワラサキ君が指摘してる部分もあるので、重複するのもやりましょう。はい。
2:11:28	今言ったし、安全上支障ない期間っていうやつは先ほど私が安全機能を有する施設以外のことも含めてといったところの対応関係でもあるんですね原燃の申請書においては、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:11:43	なので、そのあたり、どういう関係にあっているんだについてどう説明する必要があるかっていうのをちゃんと整理をした上で説明いただきたいと思います。文言というよりは、そもそものコンセプトとしてはっきりしないと。
2:11:59	いうことだと思うので、整理をして、
2:12:02	ください。
2:12:03	そういう意味では安全機能を損なわない事象が発生しているところの事象の表現も原燃側とカワラサキが言ったようにスクリーニングをかけてるところの要望としていろいろいってたりもするので、スクリーニングの仕方が違うということからしてまた使える違ってくるといことだと思ってます。
2:12:24	それも、原燃といった厳然として、どう考えてやっていくのかということ踏まえて、また確認させていただきたいと思います。よろしくお願いします。
2:12:37	原電タナカです。了解いたしましたものだけはちょっと1点確認させていただきたいんですけども、当安全上、安全機能を有する施設でない場合の要綱について検討をしていただいた点、考慮してお店とまず私の確認範囲の中の範囲で日本原燃さんの方。
2:12:57	で、クレーン関係の具体的にこうしてきてるところが見当たらずに確かに救助等ので安全機能は有しないクレーン等についても評価する必要があるということはコサクです。私は原燃の6条の整理資料の中を見てお話ししてますので、
2:13:15	ちゃんと見てください場所について私からご丁寧に説明をした絵が移動するつもりはありません。以上です。
2:13:24	大変失礼いたしました。了解いたしました。
2:13:29	規制庁の森田です。当最後に1点だけ私が気になってについてお伝えしたいんですけども、ちょっと細かい点になるんですけども先ほどカワラサキの方から説明した中で、兵庫大へ添付の中の第1種英語表のですね。
2:13:49	県に説明していただくということになっていたんですけども、この中で説明、1-11ページの20ままところでですねえと洪水についての記載があるんですけども、こちら中身としては高いところ+8mのところにあるか改め影響はない。
2:14:09	いうふうにされてるんですけども、こちらについてですねちょっとこの説明で大丈夫なのかなってところ私懸念を入れておまして、こちら東海第2のですね、自然事象の説明の中で、同じような説明になっているんですけども、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:14:26	説明の理由としてですね、東海村のハザードマップを引用して評価がされているんですけども、その表敬とかノムラのハザードマップを引用して、こちらは評価するとですね、もしかするとこのトレンチ施設、前埋施設。
2:14:45	については、ちょっとアパート、最新のハザードマップで評価すると、一部浸水するのではないかというふうに意見を入れておまして、
2:14:55	ちょっとその点についても、ちょっと念頭に置いて、こちらで問題がないかっていうところについては、確認いただければと思いますので、一応ちょっとさ、参考までに東海第2が
2:15:09	設置許可の認可がおりた後に、2019年の12月ごろにですねハザードマップとかぐらいのハザードマップも一部改定されているというところもありますので、もしかすると、改定されたデータっていうところを使うと。
2:15:26	また評価結果が変わってくる可能性もありますので、ちょっとその辺りも念頭に置いて注意して評価いただければと思いますのでよろしくお願ひします。
2:15:35	以上です。
2:15:43	規制庁のスゴウですね原燃よろしいですか。
2:15:48	原電タナカやつ了解いたしました。
2:15:52	それでちょっと時間もあれなので、伊藤重症の4号の水理なんですけれどもどうしてもってというのがあれば、
2:16:02	お願ひしますが、
2:16:05	いずれにしても伊藤今月末ぐらいですかね、説明資料について、ヒアリングしますので、
2:16:17	どうしてもってというのがあればお願ひしますがよろしいでしょうか。
2:16:22	ちょっと補足です。内容的にはではなくて、次いでについては評価でどう扱うのかっていうのも含めて話さないで。
2:16:31	まとまりませんねっていうようなこと。
2:16:33	どこでどこまで
2:16:36	整理する必要があるのかということがわからないということなんですけど、その辺り一等ヒアリング進めていきたいかっていうのを改めてお話しいただいてもいいですか。
2:16:52	ユニデンの野口でございます。次につきましてはもちろんですね、にくく力に関係の流れっていうのはまとめて御説明するんですけども、手順それから別に念のための評価としてましてビックバンいただきの安全評価を
2:17:08	行います。その安全評価につきましては第10条の4号機で御説明いたしますので、そことセットにして英語
2:17:16	考えているとってでございます。以上でございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:17:19	はい。
2:17:20	規制庁コサクです。そうそういうことだと思っていたので、あんまりこの資料を細かく詰めても不毛かなと思ってまして、その評価も含めたときに振り替えてこちらで詰めなきゃいけないところっていうのも、
2:17:37	各話をしていくのがいいかなと思ってます。
2:17:43	一方でせっかく出していただいたので、
2:17:47	どちらにしても話したほうがいいところはっていうので次回話をするっていうようなイメージでいるんですけどそれでよろしいですか。
2:17:58	原電のうちにございます。それでございます。
2:18:01	はい、わかりました。
2:18:05	規制庁のスゴウです。
2:18:07	それでは、
2:18:11	初めの次回審査会合資料含めてですね、今日のコメントを振り返っていただければと思います。よろしくお願いします。
2:18:28	うん。
2:18:38	本件事故起こすです。
2:18:40	また違法性定員事業についてEF英語つい立てたポイントをまとめますと、まず資料 5 で御説明根部につきまして、
2:18:56	ところのこれまでの経緯を踏まえて、どういった恒設ペースメイン候補設計といったようなところわかりづらい色を追加しているという。
2:19:07	CPFだと認識して向けた 2 ページ目の
2:19:19	ジオマテックの先生は事実ですけども、こちらのレイアウトを集め映像をしたいと考え方についての説明が不足しかねるところを追加するというふうに
2:19:31	同席をいただいたとしています。続けてご飯ページ目の
2:19:38	マエダ埋設施設の設計変更案につきましては、
2:19:46	ただ、
2:19:48	覆土の設計時点の考え方について追加させていただきます。4 ページ目の
2:19:57	べき後期ごめんない、得ようとの仕様変更につきましては、こちらのコンクリートからゆっくりでFMばかり経過後に変更した部分が考えについて追記いたします。
2:20:10	着ける 5 ページ目の
2:20:13	安全機能の定義と埋設施設確認の機能については、
2:20:17	遮へい機能を担保している部分について明確に記載するようにいたします。
2:20:21	択捉ページ目 2 の津波に対するマエダ廃棄物埋設地への影響については、
2:20:31	基準局について説明すること。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:20:35	はい。
2:20:37	資料となった。
2:20:44	でご説明ご説明いただけます。続けて7ページ目の放射エネルギーの設定の見直しについては、塩素36の見直しが先に来ておりますけど、規則改正に係る格別放射エネルギーの設定
2:21:00	わかるようにタイトルの変更を行わせて連携いたします。
2:21:05	またとか放射能の放射エネルギーについての説明を修正させていただきますと、刈羽の申請会社の規定申請書に記載するものでお答えいたします。
2:21:18	8ページ目の
2:21:23	廃棄施設をぱつとずつについては、
2:21:28	発電所のほうに分析において分析ためトピックを明確に液体整理ます構造材側の発電所、許可との関係について整理していただきます。
2:21:40	から法令通知すいません発生した廃棄物について法令土砂の埋設事業のから発生した廃棄物として取り扱えるかえということについて底地整備させていただきます。
2:21:56	受けた9ページ目のその最後の9ページ目ですね、一つの開始以降における評価の対象とする期間については、規則改正により新統制限することになっていますが現在の資料では配当朝会シマ以下漏出のが、
2:22:11	要は気体になっておりますので、資料の説明を行います。
2:22:18	また
2:22:21	評価結果が出ていないものについてちょっと確定的な記載をしていた部分があれば、こちらの予定といった記載に修正させていただき、いただきます。
2:22:31	本社については、
2:22:33	絵を見ているので、やはり
2:22:37	出席こっちでは医療と考えております。
2:22:42	規制庁のスゴウです。6ページで許可基準、
2:22:49	規則等の適合性という観点で聞いて記載してもらうんですけど、その東海第2の本当の関係。
2:22:57	音をするかっていうところもちゃんと記載をお願いできればと思います。
2:23:05	現在の御説明拝承いたしました倒壊ラインとの関係についてご意見液体させていただきます。
2:23:12	審査会合の資料で、
2:23:15	ちょっと漏れがありましたらお願いしたい。
2:23:18	大変オオツカよろしいでしょうか。
2:23:25	それでは、ちょっと整理資料のほうをお願いします。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:23:40	日本原電のハママツと申します。
2:23:42	それでは、まず理事長の整理資料からです。
2:23:46	まず、あと9ページ、ノ遮へい機能の部分については、何でその機能を持たせるのかわからないで提起して欲しい。ぜひいたします。
2:23:58	続いて2ページのところですけれども、全般としてだと思っんですけれども、規則の要求に関してまず等々を類予定のところ、放射線障害の恐れがないことをどう変わってるのかっていうところもう少し整理して、
2:24:13	その上で具体のところ大南ちよつと説明しますというような形で整理する。
2:24:20	御認識しております。
2:24:21	最後、10ページについては現在と異なって粗の部分が記載されてないので、こちらちよつと原燃の資料でなるべく統一かかって設計すると。
2:24:34	いうところかなと考えております。
2:24:36	認証は印象です。
2:24:42	続いて6条ですけれども、ここは全般の話ですけれども、東海第2発電所と今現在3人で選定のプロセスとなると。
2:24:54	いうところで、ここは東海第2発電所の三つのスクリーニング基準だったりそういったところをちよつと確認していると。
2:25:02	あわせて除外する理由については、もう少し細かい説明がいるというところで、もう詳細説明を記載すると。
2:25:11	この2点かなと考えております。
2:25:14	駅周長のスゴウです。はい。
2:25:18	説明資料のほうでよろしいんでしょうか。コメント抜けてたらお願いします。
2:25:29	よろしいですかね。
2:25:31	それでは、今のコメント踏まえた資料を提示、それからヒアリングをちよつとどうす考えてるか、説明お願いします。
2:25:49	現在ノグチでございます。本日いただきました。今後につきましては速やかに修正をいたします。また第6条はかなり明瞭バラバラと思っておりますので、ちよつとお時間をいただくかもしれませんので、まずはですねちよつと各担当に。
2:26:07	どれぐらいの損注水期間が必要かという確認いたしますので、その上で、明日にでもですね、どれぐらいあるかというところ。
2:26:16	御提示したいと思っております。以上でございます。
2:26:23	規制庁のスゴウです。今伊藤明日提示いただけるということなので、
2:26:30	と。
2:26:31	それをちよつと見てっていうことですね。よろしいですか。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:26:40	規制庁のスゴウですと他全体通してコメント等ありますでしょうか。
2:26:51	ないようでしたら以上をもちまして本日の比
2:26:55	りんご終わりにしたいと思います。ちょっと長い時間かかりて恐縮ですがありがとうございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。